

危機管理(災害時対応)編

Emergency Management

＜目 次＞

□ : コラム掲載事例

項目1 発災時の安全の確保

E-1-1 乗客の安全確保	E-1
E-1-2 職員の安全確保	E-3

項目2 災害対応の体制の確保

E-2-1 組織体制の確立	E-5
No.1 内陸部の自治体が沿岸部の被災自治体を後方支援（岩手県内市町村） No.2 県が被災市町村を支援（岩手県、宮城県） No.3 申請手続きの簡略化等により迅速なバス運行を支援（国土交通省東北運輸局） No.4 会員事業者支援や各種機関の要請に基づきバス事業者を手配（被災地のバス協会）	
E-2-2 対応拠点の確保	E-10
No.5 沿岸地域では市町村庁舎も被災し代替施設等を活用（被災自治体） No.6 災害対応の拠点到車両や公共施設を活用（被災地の交通事業者）	
E-2-3 通信・連絡手段の確保	E-12
No.7 固定電話が通じない中で無線や携帯電話を活用（被災地の自治体、バス事業者） No.8 地方公共団体等に通信機器等を貸与（国土交通省、総務省）	

項目3 交通に係る情報の収集・共有

E-3-1 交通情報等の収集・伝達	E-15
No.9 通行実績情報も活用した道路情報の提供（道路管理者、自動車メーカー等）	
E-3-2 地域住民等への交通情報等の提供	E-17
No.10 臨時の広報等により被災者に情報提供（被災自治体） No.11 各交通機関の運行状況を一元的に情報提供（八戸中心街ターミナルモビリティセンター） No.12 代替ルート等の広域的な移動に関する情報提供（山形県） No.13 時間の経過とともに高まる災害時の交通に係る情報ニーズ（阪神・淡路大震災）	

項目4 交通施設の機能確保

E-4-1 道路の安全確保	E-23
No.14 “くしの歯作戦”による沿岸部と内陸部を結ぶ道路の確保（国土交通省東北地方整備局）	
E-4-2 交通規制の実施	E-26
No.15 バスへの緊急通行車両確認標章交付による広域的な移動の確保（警察庁）	

項目5 輸送に必要な資源の確保

E-5-1 燃料の確保..... E-28

No.16 交通事業者の営業所を緊急車両の給油拠点として活用（岩手県、岩手県交通釜石営業所）

No.17 緊急重点サービスステーションを選定し緊急車両に優先給油（国、石油販売業界）

E-5-2 車両の確保..... E-30

No.18 被災地の交通事業者に対し車両を提供（全国のパス・タクシー事業者）

No.19 自治体支援の一環としてバスを無償譲渡（兵庫県尼崎市）

E-5-3 乗務員の確保..... E-33

No.20 燃料不足の中で様々な方法により乗務員の通勤の足を確保（被災地の交通事業者）

項目6 公共的交通サービスの提供

E-6-1 被災者の避難所への移動手段の提供..... E-35

No.21 ヘリコプターとバスの連携により住民を避難所へ輸送（岩手県釜石市）

E-6-2 軽症者の医療機関への移動手段の提供..... E-37

No.22 軽症者を輸送するためのバスを運行（岩手県）

E-6-3 家族等の安否確認のための移動手段の提供..... E-39

No.23 発災数日後から市役所・避難所と遺体安置所や被災地区を結ぶバスを運行

（宮城県名取市、仙南交通）

E-6-4 通院のための移動手段の提供..... E-41

No.24 七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」を医療機関行臨時バスとして無料で運行（宮城県七ヶ浜町）

E-6-5 入浴のための移動手段の提供..... E-43

No.25 既存・臨時の入浴施設への様々な移動手段を確保（岩手県釜石市）

No.26 市町村の要請に基づき交通事業者を手配（岩手県、岩手県バス協会）

E-6-6 行政手続きのための移動手段の提供..... E-46

No.27 避難所と区役所を結ぶ無料の循環バスを運行（宮城県仙台市）

E-6-7 通学のための移動手段の提供..... E-48

No.28 学区を離れて避難する児童・生徒を対象にしたスクールバスを運行（宮城県気仙沼市）

E-6-8 買い物のための移動手段の提供..... E-50

No.29 避難所と店舗を往復する無料送迎バスを運行（ウジエスーパー）

E-6-9 多目的な移動のための移動手段の提供..... E-52

No.30 仮設住宅と市街地を結ぶ「お出かけバス」を運行（福島県相馬市）

E-6-10 路線バスの運行..... E-54

- No.31 燃料不足の中で地区・路線を限定して路線バスの運行を再開（岩手県交通）
- No.32 燃料不足の中で時間帯を限定した日祝ダイヤにより路線バスの運行を再開（八戸市営バス）
- No.33 自治体の委託により無料で路線バスの運行を再開（岩手県沿岸部）
- No.34 給油待ちの車列による渋滞により公共交通等の運行に支障（被災地各地）

E-6-11 鉄道代替輸送の実施..... E-58

- No.35 既存路線バスを活用した鉄道の代替輸送（ミヤコーバス、JR 東日本）
- No.36 複数のバス事業者による代替バスの共同運行（被災地の交通事業者）
- No.37 鉄道代替輸送に関する検討会の開催（岩手県）

E-6-12 共助の取り組みの支援..... E-62

- No.38 「かかりつけ医巡回バス」など避難所での共助によるモビリティの確保
(仙台市宮城野区の岡田小避難所)
- No.39 障がい者、高齢者等の移動支援ボランティア
(災害移動支援ボランティア R e r a、NPO 法人全国移動サービスネットワーク他)
- No.40 内陸部の避難所から沿岸部への一時帰宅バスを運行（NPO 法人いわて地域づくり支援センター）
- No.41 住民とボランティアによるカーシェアリング（仮設住宅の住民、(社)日本カーシェアリング協会）

項目7 パーソナル・モビリティ（個別交通）の活用

E-7-1 パーソナル・モビリティ（個別交通）の支援..... E-68

- No.42 臨時の広報による自家用車利用の自粛や相乗りを呼び掛け（岩手県陸前高田市）
- No.43 被災者に対し燃料や自転車を提供（経済産業省、被災自治体等）
- No.44 被災地に対し自転車を提供（全国の自治体）
- No.45 放置自転車を活用したレンタサイクル（阪神・淡路大震災）

危機管理（災害時対応）のチェックリスト

この表は、発災時～緊急応急期（発災から1週間程度）に実施すべき内容を取りまとめたチェックリストの例である。

時期	重要事項	危機管理 （災害時対応）編 （ ）内はページ	チェック項目
発災直後 （発災時）	項目1 発災時の安全の確保	E-1-2 職員の安全確保 (E-3)	<input type="checkbox"/> 職員の安全は確保されているか。
初期 （発災後 ～ 24時間程度）	項目2 災害対応の体制の確保	E-2-1 組織体制の確立 (E-5)	<input type="checkbox"/> 担当職員が配備についているか。 <input type="checkbox"/> 都道府県等への応援要請は必要ないか。
		E-2-2 対応拠点の確保 (E-10)	<input type="checkbox"/> 拠点施設の安全は確認されているか。 <input type="checkbox"/> 代替施設の確保は必要ないか。
		E-2-3 通信・連絡手段の確保 (E-12)	<input type="checkbox"/> 通信機器の作動確認も含め通信・連絡手段は確保されているか。 <input type="checkbox"/> 通信機器の貸出要請は必要ないか。
	項目3 交通に係る情報の収集・共有	E-3-1 交通情報等の収集・伝達 (E-15)	<input type="checkbox"/> 公共交通等の運行・被災情報が把握されているか。 <input type="checkbox"/> 交通情報等が災害対策本部に報告されているか。 <input type="checkbox"/> 交通情報等が必要な関係機関に提供されているか。
緊急応急期 （24時間 ～ 1週間程度）	項目4 交通施設の機能確保	E-3-2 地域住民等への交通情報等の提供 (E-17)	<input type="checkbox"/> 地域住民等に交通情報等が提供されているか。
		E-4-1 道路の安全確保 (E-23)	<input type="checkbox"/> 道路の被害状況が把握されているか。 <input type="checkbox"/> 被害を受けた道路の啓開・応急復旧が開始されているか。
	項目5 輸送に必要な資源の確保	E-4-2 交通規制の実施 (E-26)	<input type="checkbox"/> 道路の交通規制が実施されているか。 <input type="checkbox"/> 地域住民等に交通規制が周知されているか。 <input type="checkbox"/> 緊急車両に確認標章が交付されているか。
		E-5-1 燃料の確保 (E-28)	<input type="checkbox"/> 緊急車両等への優先供給が実施されているか。 <input type="checkbox"/> 燃料供給の見通しが確認されているか。 <input type="checkbox"/> 都道府県等への協力要請は必要ないか。
		項目6 公共的交通サービスの提供	E-6-1 被災者の避難所への移動手段の提供 (E-35)
E-6-2 軽症者の医療機関への移動手段の提供 (E-37)	<input type="checkbox"/> 軽症者の医療機関への輸送は必要ないか。 <input type="checkbox"/> 医療機関等の受け入れの状況は把握されているか。 （移動手段の確保が必要な場合） → <input type="checkbox"/> 医療機関等の移動手段は確保されているか。		
E-6-3 家族等の安否確認のための移動手段の提供 (E-39)	<input type="checkbox"/> 遺体安置所・避難所の設置状況は確認されているか。 <input type="checkbox"/> 遺体安置所・避難所等への移動手段は必要ないか。 （移動手段の確保が必要な場合） → <input type="checkbox"/> 遺体安置所・避難所等への移動手段は確保されているか。		

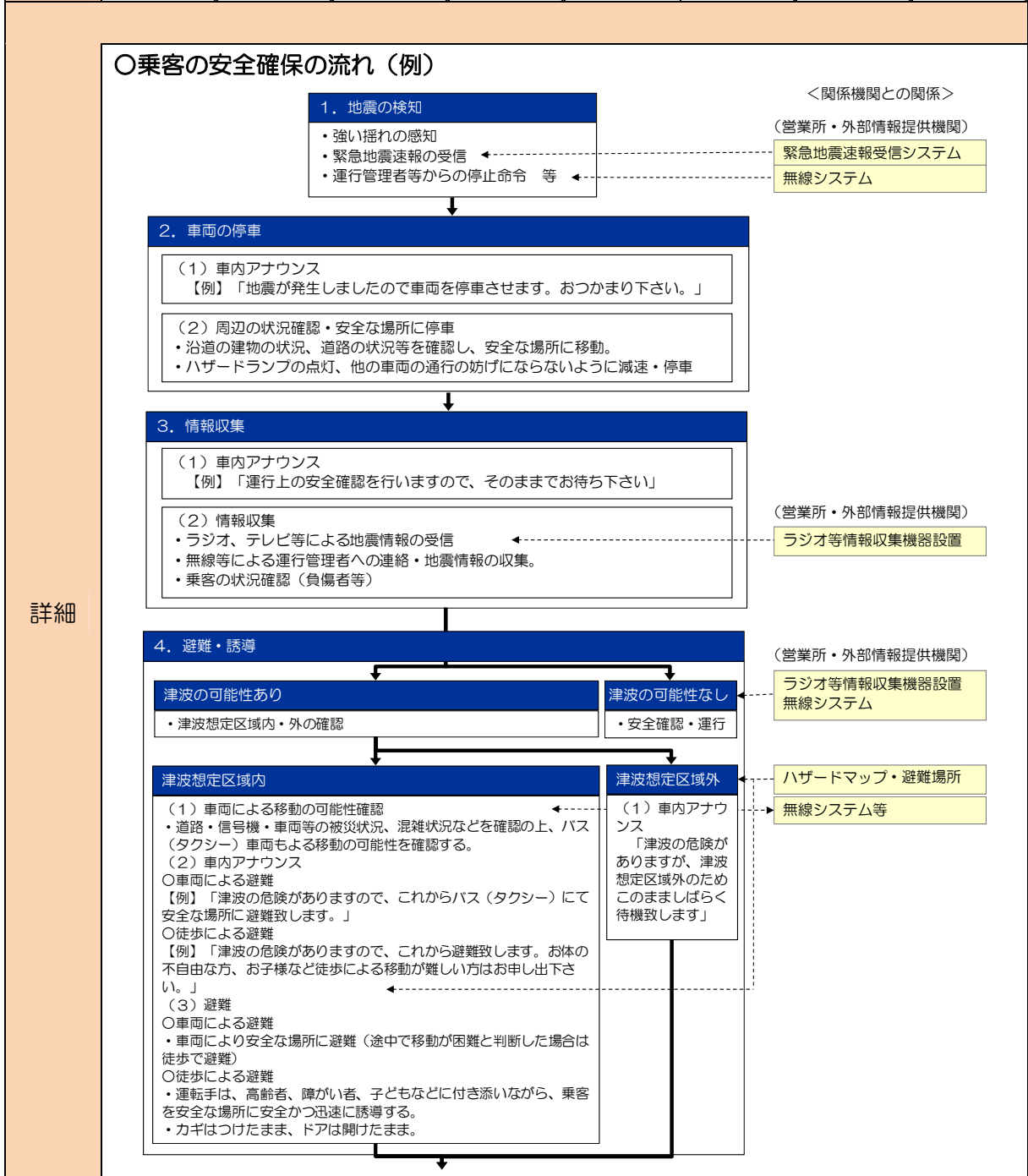
■ 関係機関連絡先

分類	名称	TEL	FAX	メールアドレス	その他の連絡手段
行政機関	運輸局				
	都道府県				
	周辺市町村				
	警察				
	その他				
交通事業者	鉄道				
	バス				
	タクシー				
	その他				
	その他				
道路管理者	国				
	都道府県				
	高速道路				
	その他				
燃料取扱事業者					
その他					

No	E-1-1	重要事項	発災時の安全の確保			
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期	

項目名	乗客の安全確保
実施内容	・ 交通事業者の乗務員は、乗務中に災害が発生した場合には、事前に作成したマニュアル等に基づき、乗客の安全を確保する。

関係機関	市町村	都道府県	国	警察	◎交通事業者	NPQ等	地域住民	その他 ()
------	-----	------	---	----	--------	------	------	------------

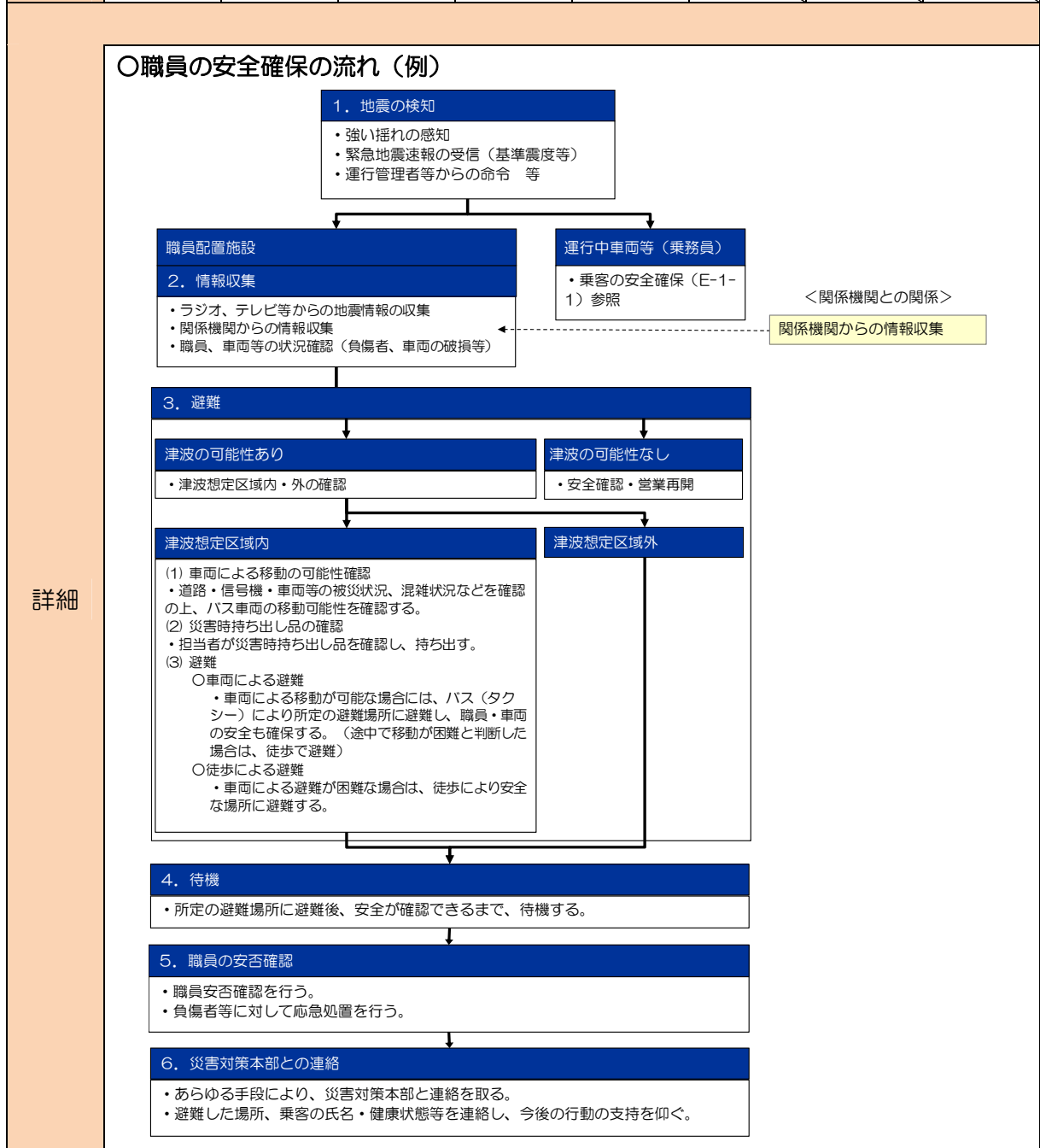


	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5. 待機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難後、安全が確認できるまで、待機する。 ・近くに避難所がある場合は、避難所に移動。 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>6. 乗客の確認（氏名、負傷者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗客の氏名、けがの状況、気分が悪くないか等の確認を行う。 ・負傷者、気分の悪い乗客については、可能な応急処置を行う。 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7. 運行管理者への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる手段により、運行管理者と連絡を取る。 ・避難した場所、乗客の氏名・健康状態等について連絡し、今後の行動の指示を仰ぐ。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>●実際の状況が、マニュアルの想定にそぐわない場合は、<u>状況に応じて各自の判断で、対応する。</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; float: right;"> <p>（営業所等） 災害に強い携帯型通信システム（MCA無線等）</p> </div> <div style="clear: both;"></div>
理由・根拠	
災害時の想定	<ul style="list-style-type: none"> ・運行中の車両が被害を受ける可能性がある。
被災地の声	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部の営業所では、日頃から点呼の際等に津波等の注意について確認しており、乗務員などの現場の判断で避難が行われた。（岩手県交通） ・災害時には、現場の乗務員の判断・対応によるところが大きい。机上の検討だけではなく、実態に即した対策を検討しておくべきかもしれない。（八戸市営バス）
地域防災計画の関連項目	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対策計画（予） ・避難・救出計画（応）

No	E-1-2	重要事項	発災時の安全の確保			
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期	

項目名	職員の安全確保
実施内容	・市町村等は、交通危機管理行動要領に基づき、職員の安全を確保する。

関係機関	◎市町村	◎都道府県	◎国	◎警察	◎交通事業者	NPQ等	地域住民	その他 ()
------	------	-------	----	-----	--------	------	------	------------

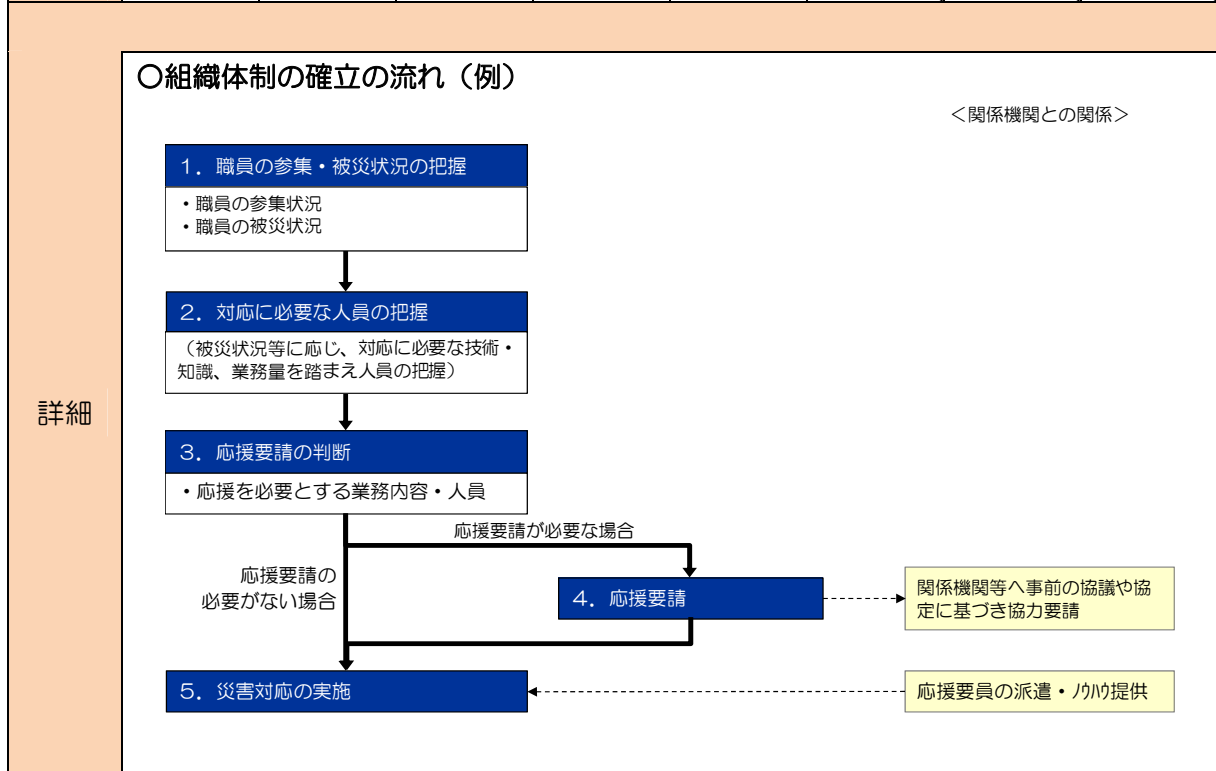


理由・根拠	
災害時の想定	<ul style="list-style-type: none"> 職員が配置された施設が被害を受ける可能性がある。また、大規模災害時には、職員の安否確認に時間を要する可能性がある。
被災地の声	<ul style="list-style-type: none"> 気仙沼営業所、石巻営業所、岡田受託出張所は、津波による甚大な被害があった。そのほか、女川車庫、古川営業所も被災した。（宮城交通） 従業員の安否については、避難所の名簿、県の安否確認情報、新聞などに従業員の行方不明者がいないかを確認した。3月中には概ね確認できたが、死亡した社員が確認できたのは、ゴールデンウィーク過ぎや夏になってからである。（岩手県交通）
地域防災計画の関連項目	<ul style="list-style-type: none"> 避難対策計画（予） 避難・救出計画（応）

No	E-2-1	重要事項	災害対応の体制の確保			
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期	

項目名	組織体制の確立
実施内容	・市町村等は、交通危機管理行動要領に基づき、災害対応の組織体制を確立する。必要に応じて、関係機関に対し応援を要請する。

関係機関	◎市町村	◎都道府県	◎国	◎警察	◎交通事業者	NPO等	地域住民	その他 ()
------	------	-------	----	-----	--------	------	------	------------



理由・根拠

災害時の想定	・実施すべき業務内容・業務量の増大や職員・従業員の被災により、対応に必要な人員が不足する可能性がある。
被災地の声	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課は交通を担当しているが、火葬業務、窓口業務、避難所の運営の補助や食料班なども担当しており、交通について十分な対応ができるわけではなく、専門に対応できる部署や職員も必要ではないか。（釜石市） ・今回の震災では、県内市町村の職員も多く被災し、十分な人手を確保できず、交通事業者の手配などに手が回らないという状況となった。（岩手県） ・災害時には、混雑するバス停の乗客整理、炊き出し、乗務員の送迎など仕事はたくさんある。乗務員には運行に専念してもらえるように、他の出勤できた従業員でなんとか対応したという状態だった。（宮城交通）
地域防災計画の関連項目	<ul style="list-style-type: none"> ・活動体制計画（応） ・自衛隊災害派遣要請計画（応） ・相互応援協力計画（応） ・応急対策要員確保計画（応）

column

No.1

内陸部の自治体が沿岸部の被災自治体を後方支援

岩手県内市町村

- 岩手県市長会が内陸部等の4市を選定、後方支援の協力依頼のうえ、県内の道路事情等をも考慮し、県内市町村の横軸支援を基本に県振興局単位をブロックとした支援体制を構築した。

＜岩手県内の後方支援の体制＞

	後方支援拠点市		支援ブロック (自治体名)
	拠点施設名		
久慈市	久慈市役所		【県北】 洋野町、普代村、野田村
盛岡市	旧農林中金盛岡支店		【県央】 宮古市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村
遠野市	稲荷下屋内運動場		【県南1】 釜石市
一関市	一関市役所		【県南2】 大船渡市、陸前高田市

(資料：地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書)

- 岩手県一関市は、県内の陸前高田市や宮城県気仙沼市で被災者の移動に係る後方支援も実施した。

＜一関市による沿岸部自治体への後方支援活動の内容＞

支援自治体	後方支援活動（被災者の移動に関わるもの）
陸前高田市	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の健康診査、投薬、搬送 避難所巡回バスの提供（平泉町、藤沢町と共同実施） 避難住民に対する入浴サービス（送迎付き）
気仙沼市	<ul style="list-style-type: none"> 気仙沼市内病院間巡回バスの運行（藤沢町と共同実施） 避難所巡回バスの提供（平泉町、藤沢町と共同実施） 避難住民に対する入浴（送迎）サービス 避難住民に対する入浴サービス（送迎付き）

(資料：一関市ホームページ)

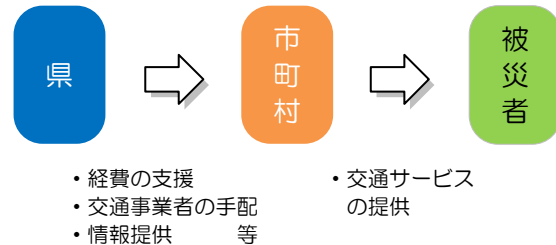
column

No.2

県が被災市町村を支援

岩手県、宮城県

- 岩手県・宮城県では、市町村に対して経費の支援、交通事業者の手配や情報提供などの支援を行った。
- これにより、被災地では各種の交通サービスが提供された。



<県による市町村に対する支援の主な内容>

—	被災市町村に対する支援の主な内容
岩手県	<p>①無料バス等の運行経費の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> • 県内の市町村は発災後、交通事業者に委託し無料バス等を運行したが、4/1以降の運行経費について、3ヶ月間を上限に、その2分の1を補助した。 <p>②交通事業者の手配等</p> <ul style="list-style-type: none"> • 今回の震災では、県内市町村の職員も多く被災し、十分な人手を確保できず、交通事業者の手配などに手が回らないという状況もあり、県では、市町村の要請や避難所への希望調査に基づき、内陸部への一時避難、入浴支援、患者の輸送の手配を行った。
宮城県	<p>①災害時の臨時バス運行手続きに関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> • 鉄道（JR各線、阿武隈急行線）が運転を見合わせている区間において臨時バスを運行するための手続き等について、国土交通省東北運輸局に確認し、市町村へ情報提供を行った。道路運送法の各種手続きの弾力的運用により、迅速な臨時バスの運行が可能となった。 • その結果、市町村からバス事業者に依頼し、最大15市町村において臨時バスが運行された。 <p>②バスの運行に関わる手続きや補助制度に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> • 沿岸被災市町村のバス路線の再編にあたり、道路運送法の手続きや問い合わせ先を整理しての情報提供や、過去に同じ条文に基づく経験のある市町村の担当者の紹介などの支援を行った。 • 被災地域を対象とした国庫補助を最大限活用できるように、対象となる沿岸被災市町村への制度の紹介や国土交通省東北運輸局への各市町村のバス運行状況の情報提供など、きめ細かな支援を行った。

（資料：岩手県、宮城県へのヒアリング結果）

申請手続きの簡略化等により迅速なバス運行を支援

国土交通省東北運輸局

- ・東日本大震災の被災地において、国土交通省自動車局は、大規模災害時通達^{*}の再周知等
を内容とする通達「東北地方太平洋沖地震の発生に対応したバス輸送の確保について」
を3/12に発出した。
- ・これを踏まえ、東北運輸局では、必要最小限の書類を出せばバスの運行を可能にするなど
申請手続きを簡略化し、被災地に関連するバス輸送の迅速な実施を支援した。
- ・また、バスの運行に関するアドバイスや各種調整といった支援も行った。

^{*}大規模災害時通達：通達「大規模災害時におけるバス輸送の確保等について（平成 17
年 3 月 29 日国自旅第 305 号ほか）」

<通達「大規模災害時におけるバス輸送の確保等について」>

○大規模災害時におけるバス輸送の確保等について

〔平成17. 3. 29 国自旅第542号・国自旅第305号〕
国土交通省自動車交通局長から各地方運輸局長・
沖縄総合事務局長あて通達

大規模災害時における当該地域内及び当該地域と他の都市との間の交通手段の確保は、一刻も早い被災地の復旧・復興支援にとって重要である。とりわけ、バスはその機動性を活かし、こうした交通手段の確保の上で極めて有用な交通機関である。昨年10月23日に発生した新潟県中越地震においても、道路や鉄道が寸断され、新潟と首都圏等を結ぶ交通機関が途絶した際にも、北陸信越運輸局の迅速かつ適切な判断により、いち早く高速バスの迂回系統を設定し、また、鉄道の代替輸送として被災地と首都圏を結ぶ交通ルートを確認し、バスへの信頼性を高めたことは記憶に新しいところである。

このため、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、大規模災害時において、住民等の交通手段確保のため、地方公共団体やバス事業者等から乗合バスの迂回系統の設定について要請があった場合には、道路運送法第17条の趣旨に照り、必要に応じて事業計画の変更や運行計画の届出等の諸手続きを省略し、当該迂回運行が迅速に行えるよう措置されたい。

また、鉄道の代替輸送として貸切バスによる運行を緊急に実施する必要がある場合であって、当該地域の貸切バス事業者の輸送力のみではこれらの需要に十分対応できないときには、近隣他県等の貸切バス事業者の輸送力を迅速に投入することにより当該代替輸送の的確な実施を図ることとし、関連する道路運送法上の諸手続きについては、事後補正等の手続きを積極的に活用する等、柔軟に取扱うこととされたい。

なお、これらの運行に関しては、積極的な広報に努めるほか、迂回運行等については緊急的な措置として実施するものであるため、輸送の安全の確保の観点から、下記事項について特に留意するよう関係事業者を指導されたい。

記

- (1) 運行前に非常時における対応マニュアルを徹底させること
- (2) 迂回経路の道路状況を的確に把握するため、インターネット、テレビ、道路交通情報センター等からの情報収集に努めること
- (3) 得られた情報を基に的確な運行指示を運転者に与え、乗客の安全を最優先にした措置を取ること
- (4) 緊急時に備え、運行管理者と乗務員が密接かつ速やかに連絡できる体制を整えておくこと
- (5) 状況の変化について、地方運輸局等と密に連絡を取ること

（資料：国土交通省資料）

会員事業者支援や各種機関の要請に基づきバス事業者を手配

被災地のバス協会

- ・宮城県・岩手県では、バス協会が会員事業者への各種の支援、自治体等からの要請に応じたバス事業者の手配やバス運行情報の収集・提供を行った。

<バス協会による取り組みの主な内容>

—	会員事業者・被災市町村に対する支援の主な内容														
岩手県 バス協会	①会員事業者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・県への燃料提供の要請 ・日本バス協会を通して車両提供の要請（東北バス協議会として） ・バス協会だよりの発行（中古車の斡旋、資金繰り等の情報提供） ・事業許可証明書発行手続きの業務代行 ・必要帳票類の配布 ②バス運行状況の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・バス事業者から高速バスや路線バスの情報を収集し、鉄道駅やバスセンター等を掲示するとともに、県や運輸支局に提供 ③輸送要請への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県との協定に基づき、内陸部への一時避難、入浴支援、患者の輸送を実施するバス事業者を手配 														
宮城県 バス協会	①会員事業者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・県への燃料提供の要請 ・日本バス協会を通して車両提供の要請（東北バス協議会として） ・必要帳票類の配布 ②バス運行状況の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・高速バス・鉄道代替バスの運行状況を収集し、県、仙台市、日本バス協会、（社）日本旅行業協会東北支部等に提供 ③輸送要請への対応（主なもの） <ul style="list-style-type: none"> ・自治体等による要請を受け、バス事業者の手配や調整 <table border="1"> <thead> <tr> <th>依頼主</th> <th>依頼内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治体</td> <td>鉄道運休による代替バス</td> </tr> <tr> <td>東北運輸局</td> <td>仙台空港アクセス鉄道運休に伴うシャトルバス</td> </tr> <tr> <td>宮城県教育庁</td> <td>津波被害により代替施設で再開した高校への通学バス</td> </tr> <tr> <td>仙台市</td> <td>避難所集約に伴う被災者の輸送</td> </tr> <tr> <td>東北運輸局</td> <td>仙台空港アクセス鉄道運休に伴うシャトルバス</td> </tr> <tr> <td>東北大学病院</td> <td>仮設診療所への送迎</td> </tr> </tbody> </table>	依頼主	依頼内容	自治体	鉄道運休による代替バス	東北運輸局	仙台空港アクセス鉄道運休に伴うシャトルバス	宮城県教育庁	津波被害により代替施設で再開した高校への通学バス	仙台市	避難所集約に伴う被災者の輸送	東北運輸局	仙台空港アクセス鉄道運休に伴うシャトルバス	東北大学病院	仮設診療所への送迎
依頼主	依頼内容														
自治体	鉄道運休による代替バス														
東北運輸局	仙台空港アクセス鉄道運休に伴うシャトルバス														
宮城県教育庁	津波被害により代替施設で再開した高校への通学バス														
仙台市	避難所集約に伴う被災者の輸送														
東北運輸局	仙台空港アクセス鉄道運休に伴うシャトルバス														
東北大学病院	仮設診療所への送迎														
	この他全国の自治体・ボランティア団体等から支援要員やボランティアの輸送について、事業者の紹介も行っている。														

（資料：岩手県バス協会、宮城県バス協会へのヒアリング結果）

No	E-2-2	重要事項	災害対応の体制の確保			
実施時期	発災時	緊急対応期 I	緊急対応期 II	応急期	復旧期	

項目名	対応拠点の確保
実施内容	・市町村等は、交通危機管理行動要領に基づき、対応拠点となる施設を確保する。

関係機関	◎市町村	◎都道府県	◎国	◎警察	◎交通事業者	NPO等	地域住民	その他 ()
------	------	-------	----	-----	--------	------	------	------------

○対応拠点の確保の流れ（例）

＜関係機関との関係＞

```

    graph TD
      A["1. 拠点施設の安全等の確認  
・施設の安全確認  
・ライフラインの使用可否の確認"]
      B["2. 代替施設の確保  
・代替施設の安全確認  
・代替施設へ移動"]
      C["3. 対策本部等の設置  
・対応スペースの確保  
・対策本部等の設置"]
      
      A -- "使用できる場合" --> C
      A -- "使用できない場合" --> B
      B --> C
      
      B -.-> D["協定等に基づき施設所有者に要請（他者の施設を代替施設とする場合）"]
      C -.-> E["関係機関に通知"]
    
```

理由・根拠

災害時の想定	・対応拠点となる施設が被災し、迅速な対応が困難となる可能性がある。
被災地の声	・通常は本社の2階に対策本部を設置するが、停電したことや余震も多かったことから、屋外に設置し、ラジオや携帯電話での情報収集を行った。（岩手県交通） ・対策本部を設置する本社は倒壊のおそれがあった。建物が安全で、観光バスがある（無線とテレビが設置されている）本社に隣接する仙台北営業所に対策本部を設けた。（宮城交通）
地域防災計画の関連項目	・防災施設等整備計画（予）

column No.5

沿岸地域では市町村庁舎も被災し代替施設等を活用

被災自治体

- ・「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書（被災沿岸市町村への聞き取り調査）」によると、主な被災3県の沿岸37市町村のうち、22市町村で市町村庁舎が被災し、そのうち15市町村で本庁舎や支所の移転が行われた。
- ・岩手県釜石市では、本庁舎が津波により浸水したため、シーブラザ釜石に災害対策本部を設置した。

（資料：地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書）

column No.6

災害対応の拠点に車両や公共施設を活用

被災地の交通事業者

- ・東日本大震災では、バス事業者の本社や営業所も大きな被害を受けた。
- ・津波により大きな被害を受けた沿岸部の営業所では、車両や公共施設を利用し、災害対応にあたった。
- ・内陸部においても、停電や倒壊の危険性から、車両や隣接の施設が利用するなどの対応がとられた。



車両を活用し再開した岩手県交通大船渡営業所

<交通事業者の災害対応の拠点施設と対応状況>

拠点	被害の状況	代替施設の確保等の状況
岩手県交通 本社（盛岡市）	停電	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に対策本部を設置 ・その後、観光バスを利用
宮城交通 本社（仙台市）	地震による倒壊 の危険性	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する仙台北営業所を利用 ・通信に貸切車両搭載の簡易無線を活用
岩手県交通 大船渡営業所	津波により流失	<ul style="list-style-type: none"> ・車両を活用し、現地で再開 ・その後、高台に移転し再開
ミヤコーバス 気仙沼営業所	津波により浸 水、その後の火 災により全焼	<ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼市からリアスアーク美術館の会議 室、駐車場を借用（9月まで） ・その後、場所を移転し再開

（資料：岩手県交通、宮城交通へのヒアリング結果）

No	E-2-3	重要事項	災害対応の体制の確保			
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期	

項目名	通信・連絡手段の確保
実施内容	・市町村等は、交通危機管理行動要領に基づき、関係機関との通信・連絡手段を確保する。

関係機関	◎市町村	◎都道府県	◎国	◎警察	◎交通事業者	NPO等	地域住民	○その他 (通信事業者)
------	------	-------	----	-----	--------	------	------	-----------------

詳細	<p>○通信・連絡手段の確保の流れ（例）</p> <p style="text-align: right;">＜関係機関との関係＞</p> <pre> graph TD A[1. 通信手段の機能確認 ・通信機器の動作確認 ・通信状況の確認] --> B[2. 通信・連絡手段の選定] B -- "使用できない、又は不足する場合" --> C[3. 通信機器の貸与] C <--> D[協定等に基づき国・通信事業者等へ要請] C --> E[4. 通信・連絡手段の利用] </pre> <p>※通信の復旧状況等を随時確認し、状況に応じて通信・連絡手段を選定する。</p>
	理由・根拠

災害時の想定	・通信障害や停電により、平常時の通信・連絡手段が利用できない可能性がある。
--------	---------------------------------------

被災地の声	<ul style="list-style-type: none"> ・3/11、12は電話などが一切通じず、外部への連絡が全くできない状況であった。被災等の状況が分からないことが一番不安な状態であるため、情報手段がない中で、市町村や事業者と密に連絡を取るための情報網の整備が必要である。（宮城県） ・災害直後は電話が繋がらず、職員が現場に出る際は防災無線を携帯させた。携帯電話が通じるようになってからは、個人の携帯電話が役に立った。（釜石市） ・発災直後は、沿岸部の事業所とも連絡が取れたが、その後、津波により携帯電話の基地局が被災したため、連絡が取れなくなった。（岩手県交通）
-------	---

地域防災計画の関連項目	・通信情報計画（予）
-------------	------------

固定電話が通じない中で無線や携帯電話を活用

被災地の自治体、バス事業者

- 東日本大震災では、停電や基地局の被災により固定電話が通じなくなり、通信手段の確保が大きな課題だった。
- こうしたなかで、代替手段として無線が活用された。バス事業者においては、車両に装備した無線を活用した事例も多い。
- また、携帯電話は固定電話と比較して使用できる状態であったことから、関係機関内外の通信手段として活用された。

【無線の活用】

○宮城交通

- 震災翌日の3/12に、車載の簡易無線により通信が可能な貸切車両を仙台市内とその周辺の各営業所に配備し、安否確認・被災状況・出勤状況等を把握した。
- 簡易無線の通信範囲は数十キロと限られることから、遠方の営業所については、周辺の営業所を介して連絡を行った。

【携帯電話の活用】

○岩手県

- 発災直後から、交通事業者には被災状況、運行状況を確認するため電話をした。固定電話は全く通じない状況であったが、個人の携帯電話には、通信状況が悪かったものの、繋がることがあった。
- 運行状況、被災状況等が収集できないことから、各社のバスが集まるバスセンターへ行き、バスセンターで待機するドライバーに状況を聞いたり、事業者の担当者等の携帯電話の番号を教えてもらったりした。
- 翌日以降は、個人の携帯電話を中心に交通事業者に連絡し、被災状況、運行状況が徐々に入手できるようになってきた。

○宮城県バス協会

- 宮城県バス協会では、会員事業者の非常時の緊急連絡先を定期的（年1回）に調査している。
- 一部の事業者は携帯電話番号を届けており、発災後の連絡に役に立った。

（資料：宮城交通、岩手県、宮城県バス協会へのヒアリング結果）

column

No.8

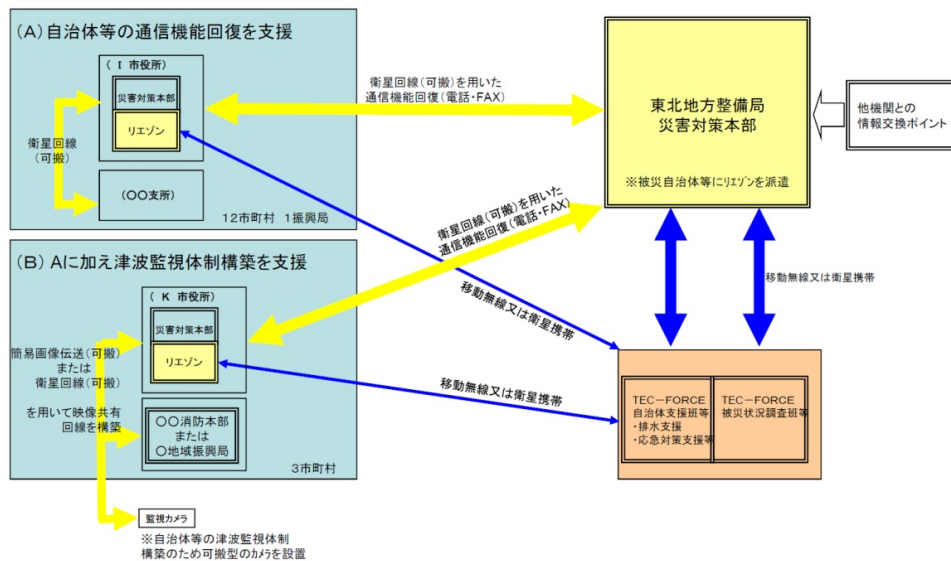
地方公共団体等に通信機器等を貸与

国土交通省、総務省

■ 国土交通省

- 国土交通省では、発災直後から自治体の災害対応支援のため、情報連絡担当官（リエゾン）を派遣するとともに、被災した自治体の機能確保のため、国土交通省の保有する災害対策本部車や衛星通信車により、通信システムを確保した。

＜国土交通省が設営した通信システム系統＞

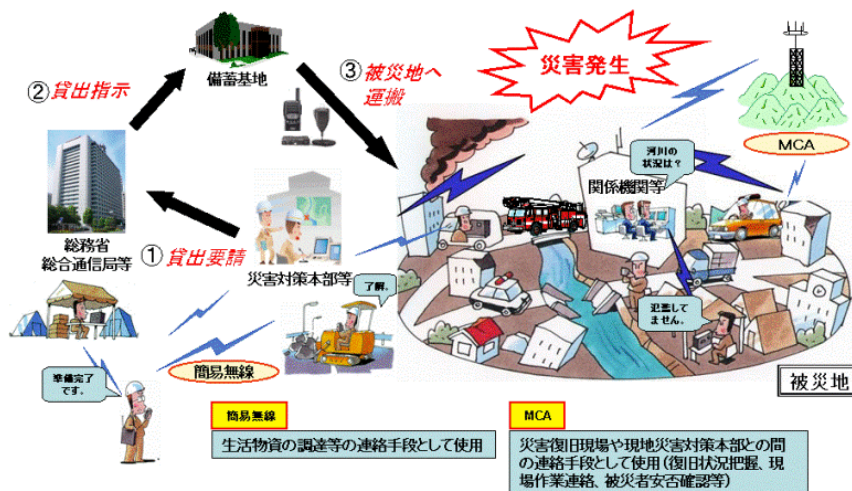


(資料：国土交通省資料)

■ 総務省

- 総務省では、地方公共団体からの要請を受け、衛星携帯電話 340 台、移動通信機器(MCA 無線、簡易無線) 1,770 台の貸し出しを行った。

＜災害対策用移動通信機器の配備(イメージ)＞



(資料：総務省資料)

No	E-3-1	重要事項	交通に係る情報の収集・共有			
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期	

項目名	交通情報等の収集・伝達
実施内容	・市町村等は、交通危機管理行動要領に基づき、交通情報等を収集し、関係機関と共有する。

関係機関	◎市町村	◎都道府県	◎国	◎警察	◎交通事業者	NPO等	地域住民	その他 ()
------	------	-------	----	-----	--------	------	------	------------

詳細	<p>○交通情報等の収集・伝達の流れ（例）</p> <p style="text-align: right;">＜関係機関との関係＞</p> <pre> graph TD A[1. 情報の収集] --> B[2. 情報の整理] B --> C[3. 災害対策本部等への情報の伝達] C --> D[4. 関係機関への情報提供] D -.-> E[関係機関に提供] </pre>
	理由・根拠

災害時の想定	・被害・復旧状況に応じた迅速で的確な対応を図るためには、関連する様々な情報が必要となる。
被災地の声	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者のニーズは、災害対策本部に集まるものや市民課に寄せられる意見から把握した。また、交通事業者に直接入る要望もあり、打合せで随時確認し、路線・ダイヤ等の見直しを協議した。（釜石市） ・道路の状況は、交通量の少ない夜間と早朝に2人ペアで現地を確認した。道路の被害状況については、情報が欲しかった。早く道路の状況確認ができていれば、それだけ早く運行できたのではないだろうか。（宮城交通）
地域防災計画の関連項目	・情報の収集・伝達計画（応）

column

No.9

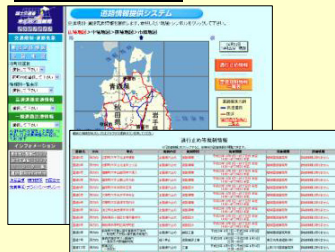
通行実績情報も活用した道路情報の提供

道路管理者、自動車メーカー等

- 東日本大震災では、被災地の道路情報を、道路管理者の通行止め情報と民間自動車会社等4社が保有する通行実績情報をITS Japanが統合し、web上で配信した。
- 震災直後で管理者が調査しきれない区間の通行実績情報についても一般ユーザーが入手可能となり、物資の搬送や人々の移動に貢献し、復旧・復興活動を支援した。
- その後、2011年9月、紀伊半島に大きな被害をもたらした台風12号の際には、大型車の通行実績も提供された。

地震発生後～ 道路管理者毎に通行止め情報を提供

東北地方整備局



各県・政令市



NEXCO 東日本



3/23～ 東北地整で、国道、県道、NEXCO 東日本の情報を集約して、国土地理院のHPで提供



3/12～ 民間自動車会社等4社が通行実績情報マップを提供
3/19～ ITS Japanが情報を統合して提供



4/6～4/28 道路管理者の通行止め情報と民間の通行実績情報をITS Japanが統合して提供

凡例

- : 通行実績のある道路（民の情報）
- X : 道路管理者提供の通行止め情報（官の情報）



（資料：国土交通省資料を基に作成）

No	E-3-2	重要事項	交通に係る情報の収集・共有			
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期	

項目名	地域住民等への交通情報等の提供
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等は、交通危機管理行動要領に基づき、地域住民等に交通情報等を提供する。 また、市町村は、関係機関の情報を集約し、一元的な情報提供も行う。

関係機関	◎市町村	◎都道府県	◎国	◎警察	◎交通事業者	NPO等	地域住民	その他 ()
------	------	-------	----	-----	--------	------	------	------------

詳細	<p>○地域住民等への交通情報等の提供の流れ（例）</p> <p style="text-align: right;">＜関係機関との関係＞</p> <pre> graph TD A["1. 被災状況等の把握 (1) 災害時の情報ニーズ (2) 情報提供手段への影響 (通信・停電等の状況)"] --> B["2. 情報の収集 (災害対策本部、各機関からの情報収集)"] C["関係機関からの情報収集"] -.-> B B --> D["3. 情報の編集 (情報の編集、注意喚起等の付与)"] D --> E["4. 情報の提供 (提供可能な手段により提供)"] E -.-> F["地域住民・マスコミ等へ提供"] </pre> <p>※これとは別に、各機関は個別の情報提供も行う。</p>
	理由・根拠

災害時の想定	<ul style="list-style-type: none"> 平常時と異なる交通サービスの提供や移動需要の発生により、地域住民等の交通情報等へのニーズが高まる。
--------	---

被災地の声	<ul style="list-style-type: none"> （事業者別の対応では各々の対応となってしまうので）第三者的機関が事業者や交通モードの区別なく公共交通情報を総合的にまとめて出すことが望ましい。（八戸市） 運行時間帯が頻りに変わっていたので、「明日はどうなるのか」という問合せが多かった。また、ホームページを見ても、普段バスを利用しない人には理解しにくいので電話で問合せがある。（八戸市）
-------	---

地域防災計画の関連項目	<ul style="list-style-type: none"> 広報広聴計画（応）
-------------	---

column

No.10

臨時の広報等により被災者に情報提供

被災自治体

- 被災自治体では、臨時の広報等を発行し、被災者に被災状況や生活情報とともに、交通情報も提供した。
- 岩手県釜石市では、入浴施設と移動手段を併せて提供している。
- 宮城県気仙沼市では、手書きの図によりバスの経路情報を提供している。

<釜石市災害対策本部情報（4/1）>

16 風呂設置しました

石鹸、シャンプーは災害対策本部が用意します。タオルはご持参ください。

(1) 自衛隊の風呂

自衛隊第7師団第7後方支援連隊(北海道)では、教育センター裏駐車場西側(鈴子町)にお風呂(男女別)を設置しています。 ※ どなたでもご利用できます。

- 名称 「すずらんの湯」 ○ 利用時間 12時から21時まで

(2) 製鐵所の風呂

新日鐵釜石製鐵所の線材工場の大浴場を順次、避難所の方々にご利用いただけます。

- 利用時間 11時から17時まで(1時間ごとに男女入替)
- 利用対象 避難所にいる方々(入浴対象の避難所は、前日に災害対策本部が決定し連絡します。)
- 移動手段 災害対策本部が用意するバスで移動していただけます。
- 1回の入浴人数 50人

(3) 遠野市からの協力

遠野市から「たかむろ水光園」の入浴場を、避難所の方々に提供していただいています。

- 利用対象 避難所にいる方々(入浴対象の避難所は、前日に災害対策本部が決定し連絡します。)
- 移動手段 災害対策本部が用意するバスで移動していただけます。
- 1回の入浴人数 70人

17 無料公衆電話設置

NTT東日本では、シープラザ釜石、第一幼稚園、栗林小学校など避難所各所に無料特設公衆電話を設置しています。

<気仙沼市から各避難所の皆様へお知らせ（3/22 配布）>

このチラシは、当の間掲示願います

市内病院巡回バス

【ケーウェーブ ⇄ 一本杉】

1 運行路線・時刻

バス停名	時刻	バス停名	時刻
ケーウェーブ【橋】	9:00 14:00	一本杉【橋】	9:50 14:50
栗原中形 (文久太の相沢前)	9:05 14:05	中央橋	9:51 14:51
市立病院前	9:08 14:08	大橋	9:52 14:52
保健所前	9:12 14:12	原野川 (文久太の相沢前)	9:53 14:53
東新第一丁目 (東新第一の三ツツ前)	9:13 14:13	化粧坂 (釜石製鐵所付前)	10:10 15:10
うちろクリニック前	9:14 14:14	ろくろクリニック前	10:16 15:16
佐佐木 (倉沢産科付前)	9:20 14:20	栗原第一丁目 (東新第一の三ツツ前)	10:17 15:17
藤新小前 (文久太の相沢前)	9:37 14:37	保健所前	10:18 15:18
大橋	9:38 14:38	市立病院前	10:22 15:22
中央橋	9:39 14:39	栗原中形 (文久太の相沢前)	10:25 15:25
一本杉【橋】	9:40 14:40	ケーウェーブ【橋】	10:30 15:30

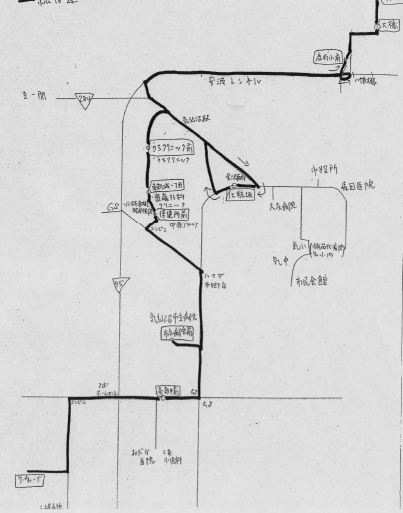
2 実施日 3月22日(火)から当面の間
平日(月～金曜日)のみ運行

3 料金 無料

4 運行 株式会社ミヤコーバス

5 運行経路

- 印は停留所です
- は運行経路です



各交通機関の運行状況を一元的に情報提供

八戸中心街ターミナルモビリティセンター

- ・八戸市では、震災直後から2日間停電となり、テレビやインターネット等を通じたの情報収集がほとんどできない状態となった。
- ・路線バスの情報案内を行う「八戸中心街ターミナルモビリティセンター」では、バス停に掲示された情報やバス事業者・旅行会社に直接出向いて入手した交通機関の運行情報を分かりやすく加工・図化し、モビリティセンターで提供した。
- ・観光客など来訪者からの帰宅手段に関する問い合わせも多く、地域内の路線バスだけでなく、高速バス、飛行機や新幹線などの広域的な交通機関の情報も提供した。

<写真 八戸中心街ターミナルモビリティセンターにおける情報提供の様子>



(資料：八戸市へのヒアリング結果、写真は(社)北海道開発技術センター提供)

「八戸中心街ターミナルモビリティセンター」(略称：モビセン)とは…

- ・八戸市の緊急雇用創出事業のひとつである「地域生活交通再生ミッションナリー育成・活動事業」の活動拠点として、中心市街地の空き店舗を活用し、平成22年10月に設置された。
- ・市の委託事業として、路線バスに関する総合的なモビリティ・マネジメント(路線・運賃・ダイヤに関する情報提供、利用促進活動、乗降支援アテンダント、アンケート調査等)を実施するほか、運営主体である(社)北海道開発技術センターの自主事業として、回数券や企画乗車券の販売などを行っている。

代替ルート等の広域的な移動に関する情報提供

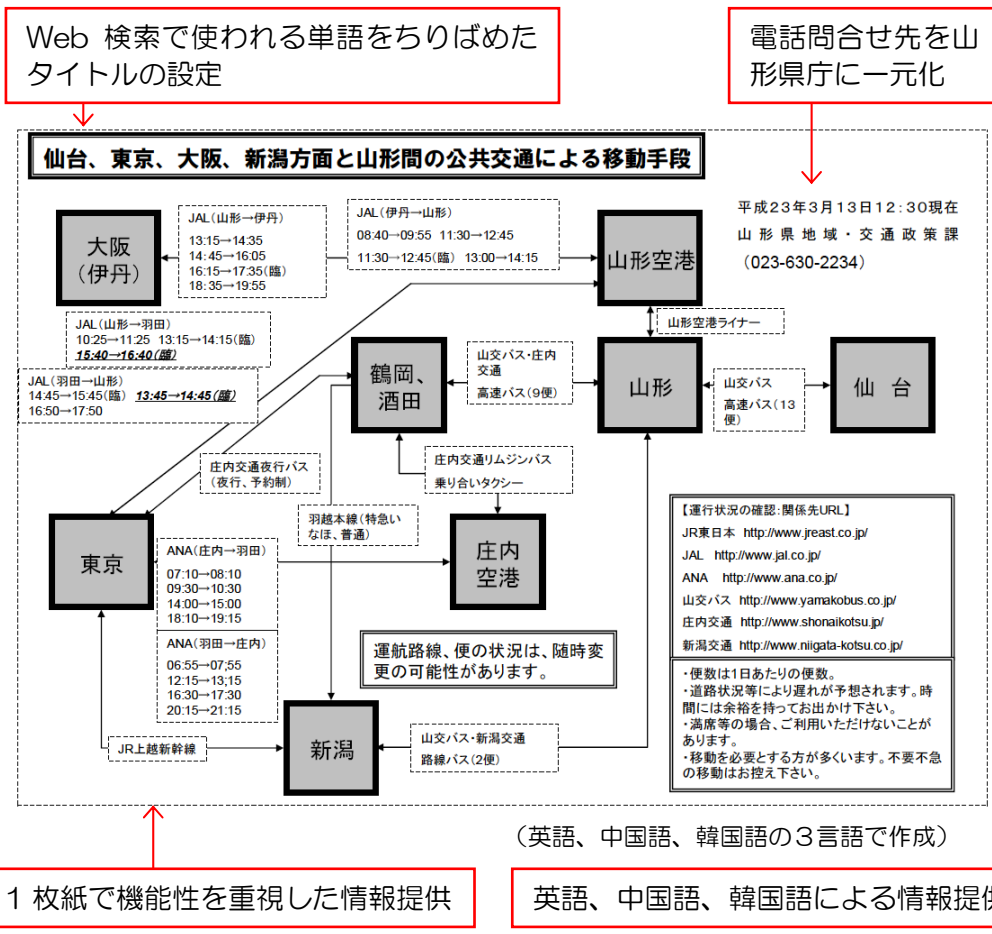
山形県

- 東北新幹線、仙台空港が被災し、東北地方と全国を結ぶ基幹的な交通インフラが長期にわたり寸断される中、山形空港を有する山形県が代替的な交通拠点の機能を果たした。
- こうした中で、山形県では、発災直後から代替ルート等の広域移動に係る情報を収集し、多様な手段で提供した。
- 主な取り組みは、次の通りである。

①ネットワーク図の作成

- 発災後、首都圏と山形の往来に関する問い合わせが多かったことから、被災地と全国各地の移動に関する情報を提供するため、山形県を中心とした利用可能な交通機関と運行状況を取りまとめたネットワーク図を作成し、3/13 正午過ぎから公開。

<HPに掲載を開始した当初のネットワーク図>



②HP による情報提供

- 山形県庁では3/13の13時頃からHPによる情報提供を開始した。

＜コンテンツの構成＞

重要な注意喚起事項	不要な予約のキャンセル要請、マイカー乗入れ自粛要請など（ネットワーク図の前に赤字で表示）
ネットワーク図	情報提供のコアとなるコンテンツ
主な路線の時刻表	主な路線時刻（各事業者HPへ）、山形駅・山交BT周辺乗り場案内図。後に、近隣自治体HPの交通情報ページへのリンクも掲載
乗車待ちの状況	主な交通拠点における混雑状況を掲載
お知らせ	最新の運行本数変更情報、最終便接続案内など
FAQ(よくある質問と回答)	電話相談の効率化を図るため、典型的な照会内容と回答を掲載

③紙媒体（貼り紙、ネットワーク図の配布）による情報提供

- インターネットと並行して、移動を必要とする方が集まる場所（宮城県庁、仙台市役所、山交ビルバスターミナル、山形空港、山形駅など）でネットワーク図の貼り紙や配布を実施。

④電話相談窓口の設置

- 個別の疑問点や不安を解消するため、インターネットや紙の配布による一方的な情報提供だけではなく、双方向的な相談窓口として電話相談窓口を設置。相談時間も交通機関の始発・終発の時間を考慮し、5:00~24:00と設定。

＜電話相談窓口の設置状況＞

期間	3/13~16	3/17~22	3/23~31	4/1~
開設時間	5:00~24:00	6:00~23:00	8:30~19:00	勤務時間内
対応人員	2~9名	7~10名	課内で対応	

⑤主要な交通拠点への案内対応職員の配置

- 山形県に土地勘がない人や各交通機関に関する情報が不足している方も多かったことから、3/13から山形空港、3/14から山交バスターミナル、山形駅周辺の計3カ所で旅客案内、一時宿泊施設の案内を実施（3/22まで）。

⑥仙台方面から山形に夜間到着する方への対応

- 3/13から、仙台・山形間の高速バスのうち、山形からの接続交通がなくなる便の乗客に、その時点で最新のネットワーク図と一時宿泊施設の案内を配布し、車内放送で簡単な案内を行った。

（資料：山形県資料をもとに作成）

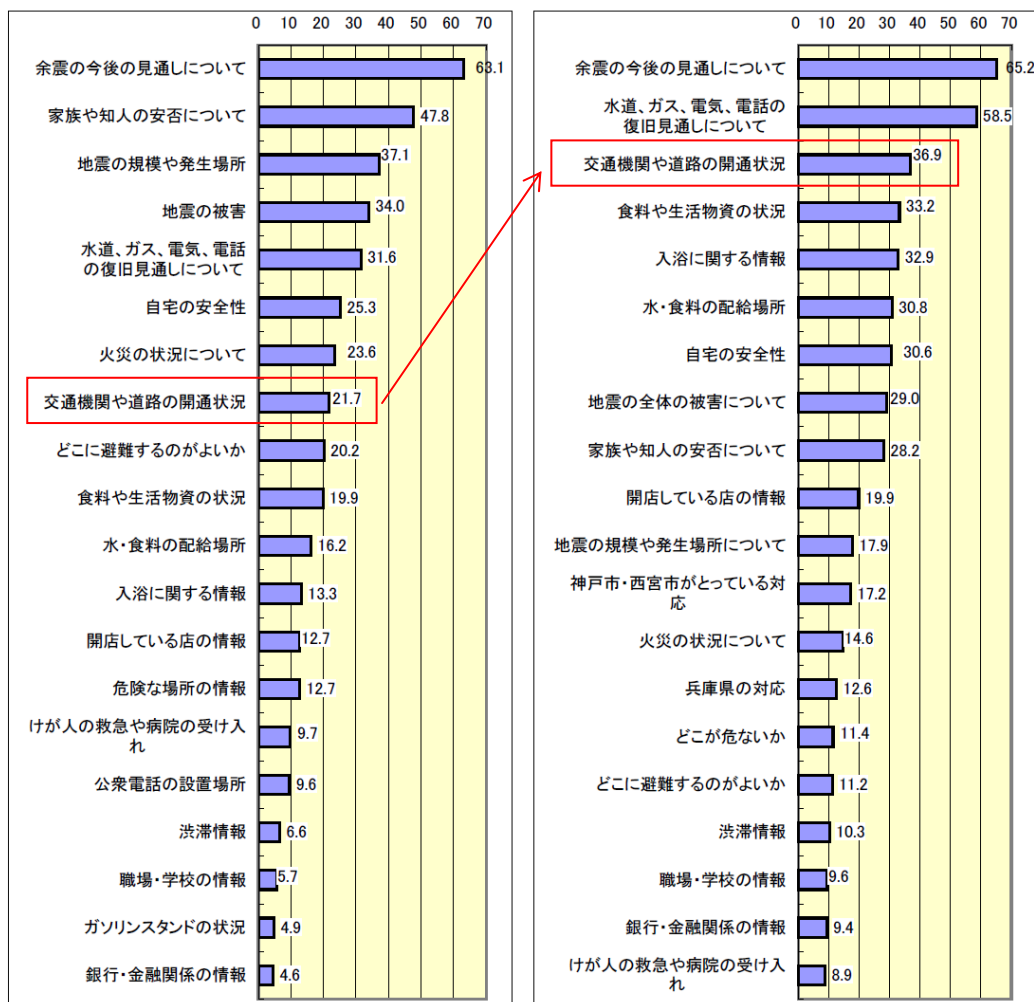
時間の経過とともに高まる災害時の交通に係る情報ニーズ

阪神・淡路大震災

- 被災者の情報ニーズは発災時から時間の経過に従って変化する。
- 阪神・淡路大震災で神戸市民が知りたかった情報は、当日は余震情報、安否情報、地震情報、被害情報へのニーズが高く、1週間後でも余震情報のニーズは高いものの、ライフラインの復旧見通し、交通機関や生活物資等の生活情報のニーズが高くなる。

<阪神・淡路大震災発生時の神戸市民の知りたかった情報>

神戸市民の知りたかった情報（当日） 神戸市民の知りたかった情報（1週間後）



（資料：大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会資料、

原出典：東京大学社会情報研究所『1995 年阪神・淡路大震災調査報告－1－』）

No	E-4-1	重要事項	交通施設の機能確保			
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期	

項目名	道路の安全確保
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者等は、交通危機管理行動要領を踏まえ、相互に連携を図りながら、建設業者等の協力も得て、道路の安全を確保する。

関係機関	◎市町村	◎都道府県	◎国	○警察	○交通事業者	NPO等	地域住民	○その他(建設業者)
------	------	-------	----	-----	--------	------	------	------------

詳細	<p>○道路の安全確保の流れ（例）</p> <p style="text-align: right;">＜関係機関との関係＞</p> <pre> graph TD A[1. 道路の被災状況の把握] --> B[2. 優先して交通を確保する路線の選定 (事前に設定した優先順位や被災状況を基に選定)] B -.-> C[交通事業者等と連携] B --> D[3. 道路啓開の実施] D -.-> E[建設業者等と連携] D --> F[4. 応急復旧の実施] F --> G[5. 本復旧の実施] G -.-> H[建設業者等と連携] </pre> <p>(注) 道路啓開と応急復旧 ・道路啓開：1車線で、緊急車両のみでもとにかく通れるように(迂回路も含め)、ガレキを処理し、簡易な段差修正などにより救援ルートを開けること ・応急復旧：一定の工事を行い、一般車両も含め通行できるようにすること</p>
	理由・根拠

災害時の想定	<ul style="list-style-type: none"> 道路の被災により、緊急輸送車両の通行や公共交通等の運行に支障が出る可能性がある。
被災地の声	<ul style="list-style-type: none"> 今回の震災では、くしの歯作戦で内陸部と沿岸部を結ぶ幹線道路が早期に啓開されたことで、内陸部と沿岸部との交通を確保することができた。(岩手県) バスの運行ルートを決めると、そのルートの瓦礫の除去を県の振興局や市が自衛隊に要請するなど、優先的な対応をしてくれた。(岩手県交通)
地域防災計画の関連項目	<ul style="list-style-type: none"> 交通施設安全確保計画（予） 交通確保・輸送計画（応）

column No.14

“くしの歯作戦”による沿岸部と内陸部を結ぶ道路の確保

国土交通省東北地方整備局

- 東日本大震災では津波で大きな被害を受けた沿岸部への緊急交通・物流ルートを確認するため、高速道路を始めとする道路網を戦略的に早期復旧させた。
- 沿岸部に通じる道路の救援ルートを設定し、優先的に道路の啓開・復旧を実施した。

■ 3月11日、津波被害で大きな被害が想定される沿岸部への進出のため、「くしの歯型」救援ルートを設定

<第1ステップ> 東北道、国道4号の縦軸ラインを確保

<第2ステップ> 三陸地区へのアクセスは

東北道、国道4号からの横軸ラインを確保

→3月12日：11ルートの東西ルート確保

→3月14日：14ルートの東西ルート確保

→3月15日：15ルートの東西ルート確保

（16日から一般車両通行可）

<第3ステップ> →3月18日：太平洋沿岸ルートの国道45号、6号の97%について啓開を終了。

（3月18日より応急復旧の段階に移行。）

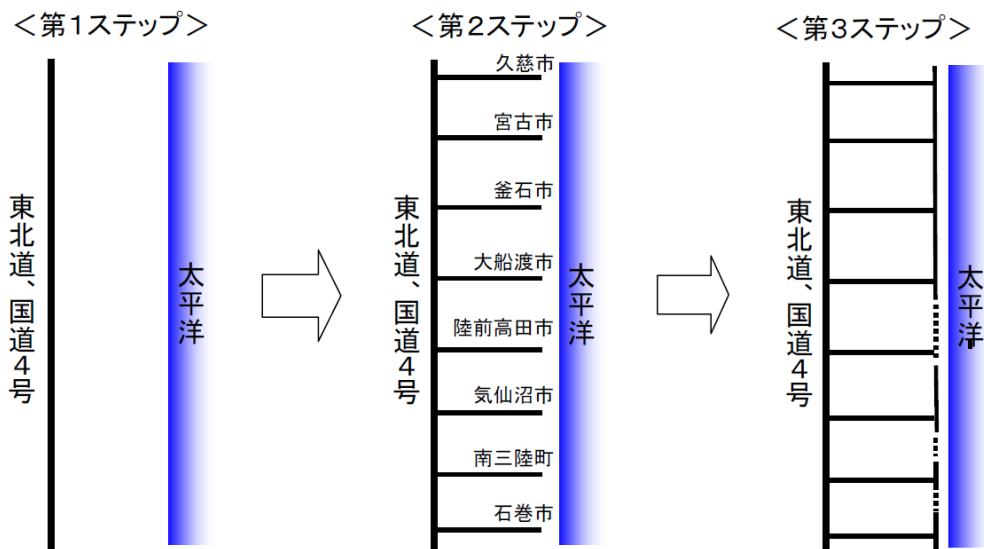


図.くしの歯作戦展開図

（資料：国土交通白書）

＜道路の啓開作業の状況＞



【岩手県陸前高田市内】



【岩手県山田町内】

（資料：国土交通省資料）

＜道路の啓開が短期で終了した理由＞

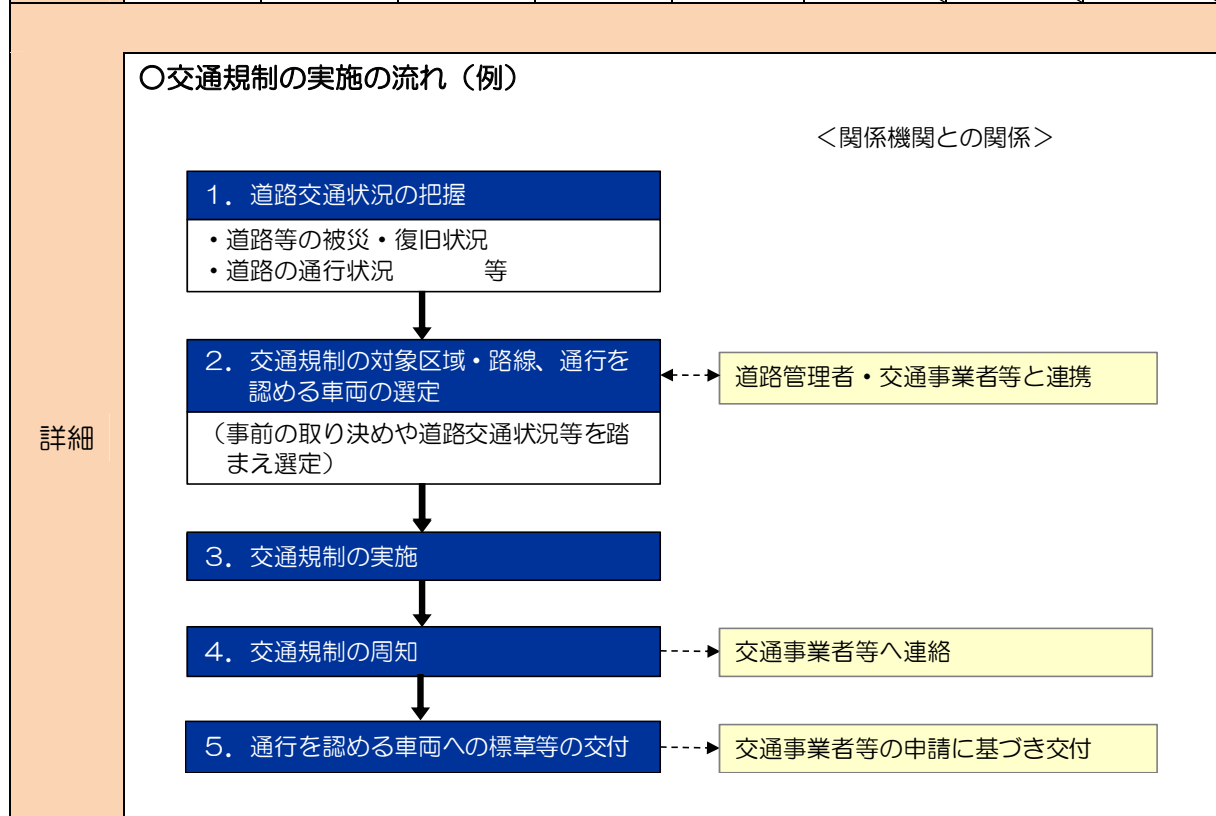
- ① 橋梁の耐震補強対策により、被災が小さかったこと
 - ・ 阪神淡路大震災での道路の被害を踏まえ、これまで東北管内490橋の耐震補強対策を実施してきた結果、落橋などの致命的な被害を防ぐことができたこと
 - 例：国道13号福島西道路(福島市) 吾妻高架橋、泉高架橋
- ② 「くしの歯作戦」により、「16ルート」の「道路啓開」に集中したこと
 - ・ 震災直後に内陸から被災地への啓開ルートを「くしの歯」として集約した16ルートを明確にしたことにより、集中的に点検・調査を実施し、道路啓開を優先したこと
- ③ 道路啓開を第1段階、応急復旧を第2段階としたこと
- ④ 災害協定に基づき地元建設業等の協力が得られたこと
 - ・ 沿岸部の国道45号等の道路啓開については、建設業界と事前に災害協定を締結しており、震災直後から地元建設業等の協力が得られたこと(地元建設業や内陸部の建設業全52チーム)

（資料：国土交通省資料）

No	E-4-2	重要事項	交通施設の機能確保			
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期	

項目名	交通規制の実施
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 警察は、交通危機管理行動要領を踏まえ、交通規制を実施する。 交通規制を実施した場合には、関係機関や地域住民等に周知し、通行の必要が認められる車両に対し標章等を交付する。

関係機関	○市町村	○都道府県	○国	◎警察	○交通事業者	NPO等	地域住民	その他 ()
------	------	-------	----	-----	--------	------	------	------------



理由・根拠

災害時の想定	・渋滞等により、緊急輸送車両の通行や公共交通等の運行に支障が出る可能性がある。
被災地の声	<ul style="list-style-type: none"> くしの歯作戦により、内陸部と沿岸部との交通を確保することができた。しかし、啓開直後は緊急輸送道路に指定され、バスの通行が許可されず、交通事業者からの要請もあり、通行許可を県警等にお願いした。（岩手県） 県警にバスの緊急車両指定を要請したが、命に直接関わらない限り前例がないことなどから、最初は難色を示された。しかし最終的には、運輸局長又は県の要請があるものについては事業者が申請をすれば通行可能という回答を得た。（東北運輸局）
地域防災計画の関連項目	・交通確保・輸送計画（応）

column

No.15

バスへの緊急通行車両確認標章交付による広域的な移動の確保

警察庁

- 東日本大震災では、3/12 に東北道、常磐道の一部が緊急交通路（緊急通行車両以外の通行は規制）に指定された。
- 緊急交通路の通行が可能となる緊急通行車両確認標章の交付対象は逐次拡大された。
- 高速バスは 3/14 に交付対象となり、広域的な移動が確保された。

（バス協会を通して交通事業者に通知されたのは 3/15）

■東日本大震災における緊急交通路の基本的考え方

○指定の範囲を最小限度にとどめる

規制から除外しなければならない車両が増えると担保が困難、規制効果が低下

【参考】阪神・淡路大震災では、一般道路も含め広く指定

○広めに指定し順次縮小する：指定範囲の逐次拡大は不適切

道路の復旧状況、交通量、被災地の状況等に応じて規制範囲を縮小

○通行を許可する車両（標章交付）も逐次拡大

■交付対象の拡大（民間車両への対応）

3/12 政府の緊急輸送に協力する貨物自動車

医薬品・医療機器等を輸送する車両

3/13 宮城県以北に食料品・生活用品・燃料を輸送する貨物自動車

建設機材、資機材等を輸送する建設業者の車両

応急仮設住宅関係車両

3/14 高速バス、霊柩車

3/15 福島・新潟以北への食料品・

生活用品・燃料等・家畜の飼料

を輸送する車両

3/16 現金輸送車、食料品等関係

3/18 地震保険調査車両

3/22 大型車は標章なしで通行可



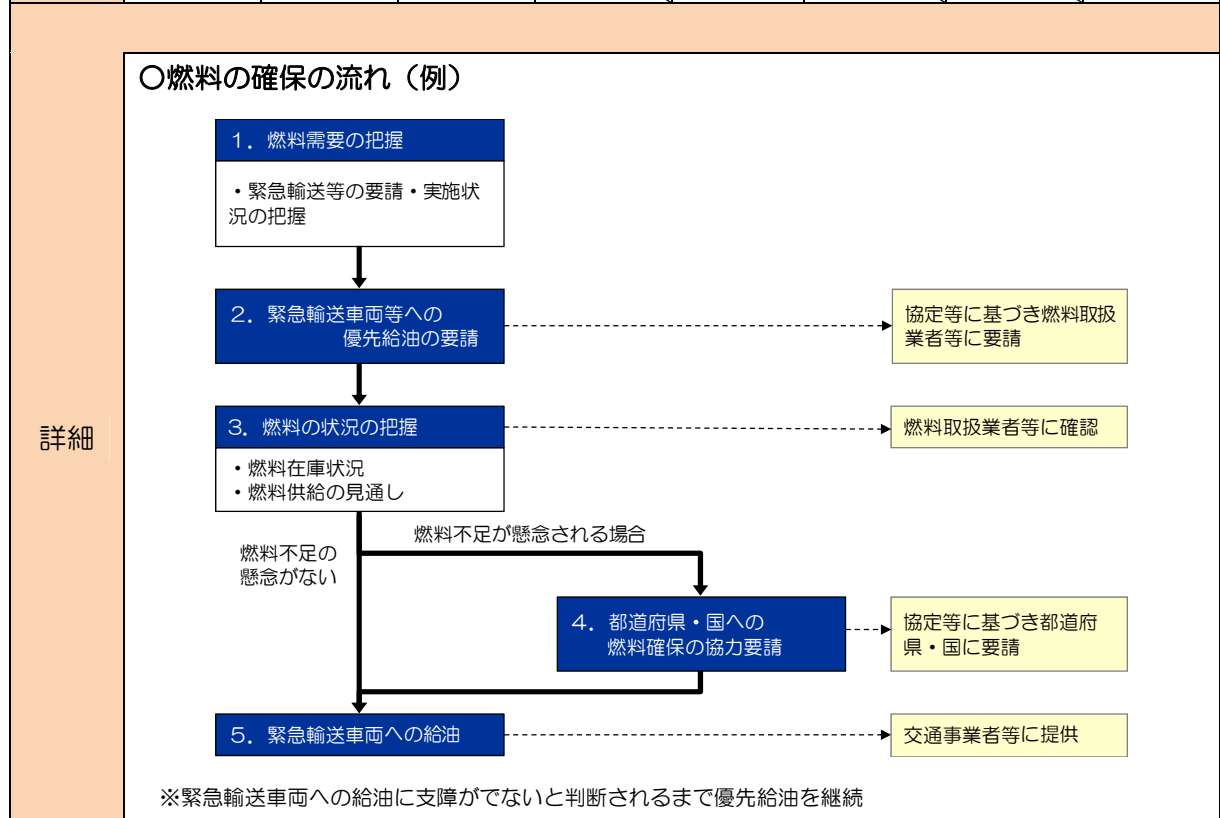
緊急通行車両確認標章

（資料：東日本大震災に伴う交通規制、平成23年9月警察庁交通局交通規制課）

No	E-5-1	重要事項	輸送に必要な資源の確保			
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期	

項目名	燃料の確保
実施内容	・市町村・交通事業者は、交通危機管理行動要領に基づき、燃料を確保する。また、燃料が不足する場合には、都道府県・国等に確保を要請する。

関係機関	◎市町村	○都道府県	○国	警察	◎交通事業者	NPO等	地域住民	○その他 (燃料取扱業者)
------	------	-------	----	----	--------	------	------	------------------



理由・根拠

災害時の想定	・ 製油所の被災や流通の停滞により、公共的交通サービスの提供等に必要燃料が不足する可能性がある。
被災地の声	・ 燃料不足が一番苦労した点である。国、県などをお願いしたが、軽油は自衛隊や消防の緊急車両が優先され、確保できなかった。（岩手県交通） ・ 交通事業者から燃料確保の要請があったが、十分な確保はできなかった。確保できた燃料も、ドラム缶で入ってきたものもあり、事業者によっては、バス営業所のタンクに移し替える必要があるなど、事業者の受け入れ体制と合わない場面もあった。（宮城県）
地域防災計画の関連項目	・ 交通確保・輸送計画（応）

column No.1 6

交通事業者の営業所を緊急車両の給油拠点として活用

岩手県、岩手県交通釜石営業所

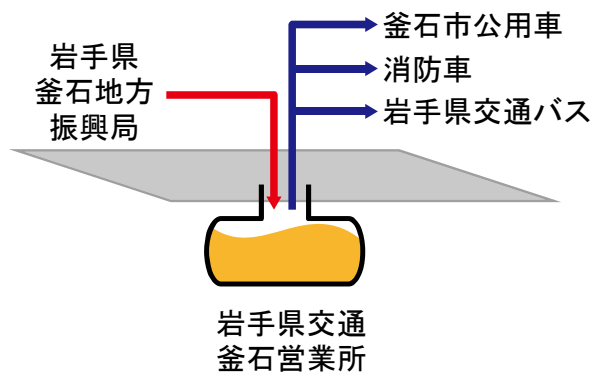
- 岩手県交通釜石営業所では、県の振興局に燃料の確保を要請したところ、他の緊急車両にも給油する条件で、営業所の燃料タンクに燃料が提供された。
- 燃料の提供は、発災後 1 週間後頃から始まり、3 日に 1 回程度、計 5 回提供された。
- バスの他、市や消防署の車両に対して、給油が行われた。

＜岩手県釜石営業所位置図＞



＜交通事業者の営業所を給油拠点として活用＞

(イメージ)



(資料：岩手県交通釜石営業所へのヒアリング結果)

column No.1 7

緊急重点サービスステーションを選定し緊急車両に優先給油

国、石油販売業界

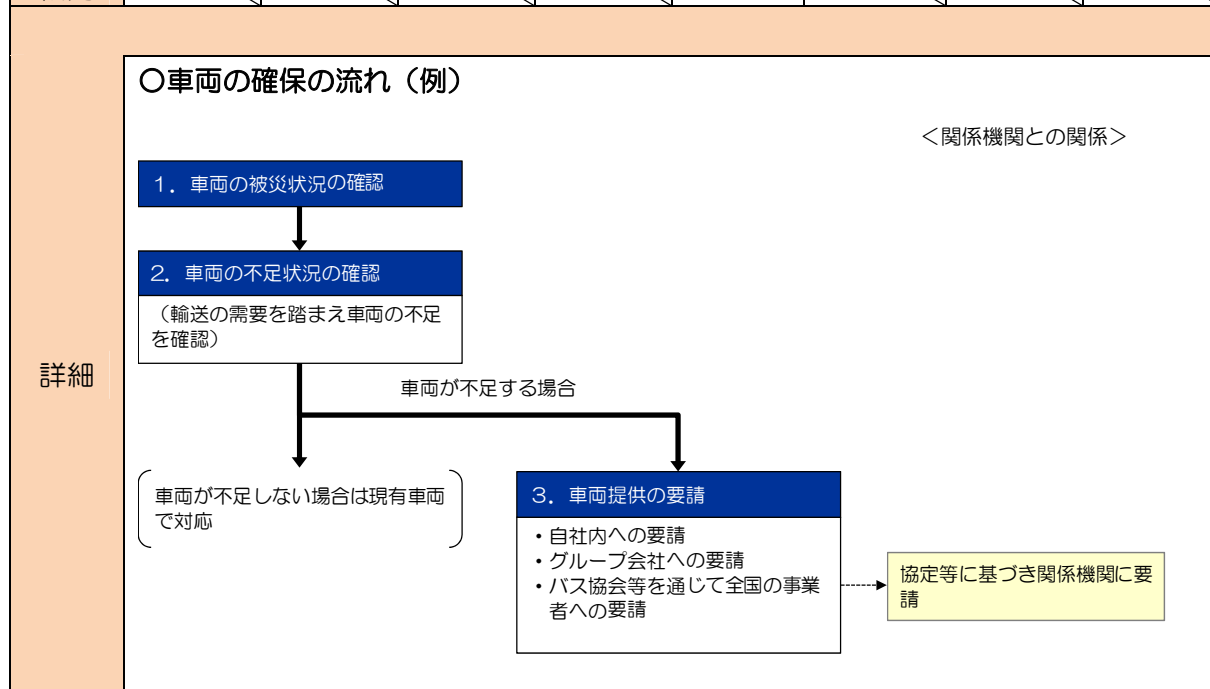
- 国の要請を受け、石油販売業界では、消防・警察車両等の緊急車両への優先給油を実施した。
- 緊急車両への燃料供給を確実にするため、3月18日に東北圏で178箇所、関東圏で161箇所の緊急重点サービスステーションを選定し、3月21日に東北圏で207箇所、関東圏で187箇所を追加して選定した。
- 東北圏では、3/19～4/21に延べ4,351カ所の緊急重点SSに重点供給が実施された。

(資料：エネルギー白書 2011)

No	E-5-2	重要事項	輸送に必要な資源の確保			
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期	

項目名	車両の確保
実施内容	・交通事業者は、車両が不足する場合には、事前に検討した方法により車両を確保する。

関係機関	市町村	都道府県	国	警察	◎交通事業者	NPO等	地域住民	その他 ()
------	-----	------	---	----	--------	------	------	------------



理由・根拠	
災害時の想定	・車両の被災により、公共的交通安全サービスの提供等に必要車両が不足する可能性がある。
被災地の声	・バスは 31 両流出。これに対して、名鉄グループをはじめ全国のバス会社から 60 台以上のバスの提供があった。（宮城交通） ・20 両が使用不能になった。まず、内陸部の予備車両を投入した。その後、国際興業グループ、日本バス協会（路線バス 19 台、貸切バス 1 台）、東京都交通局（路線バス 19 台）からの提供があった。（岩手県交通）
地域防災計画の関連項目	・企業等防災対策計画（予）

被災地の交通事業者に対し車両を提供

全国バス・タクシー事業者

- ・東日本大震災により、東北3県（岩手・宮城・福島）の被災地のバス事業者及びタクシー事業者は、車両の滅失・流失等甚大な被害を受けている。
- ・公益社団法人日本バス協会及び社団法人全国乗用自動車連合会が被災地支援の呼びかけを行ったところ、グループ会社間の協力を越えて、全国のバス事業者及びタクシー事業者から車両提供の申し出があり、関係者間で調整した結果、以下のとおり車両の提供が行われており、被災地における旅客輸送に供されている。

<被災地向けの車両の提供状況（H23.5.30 現在）>

【乗合バス】

	被災車両数	提供済	調整中	合計
岩手県	24台	1台	7台	8台
宮城県	35台	5台	43台	48台
福島県	3台	—	—	—
合計	62台	6台	50台	56台

※上記のほか、宮城県ではグループ会社間の協力で11両が提供されている。

【貸切バス】

	被災車両数	提供済	調整中	合計
岩手県	26台	10台	1台	11台
宮城県	108台	11台	8台	19台
福島県	23台	—	—	—
合計	157台	21台	9台	30台

【タクシー】

	被災車両数	提供済	調整中	合計
岩手県	100台	20台	20台	40台
宮城県	408台	0台	90台	90台
福島県	3台	—	—	—
合計	511台	20台	110台	130台

（資料：国土交通省資料）

自治体支援の一環としてバスを無償譲渡

兵庫県尼崎市

- 兵庫県尼崎市は、関西広域連合の兵庫県からの要請を受けて、気仙沼市を中心とした支援を実施している。
- 支援の一環として、気仙沼市からの要請に基づき、売却予定の市営バス5台を気仙沼市に無償譲渡した。
- この車両は気仙沼市域のバスを運行するミヤコーバスに提供され、路線バスとして運行を開始している。

気仙沼市へのバスの譲渡について

1 実施内容

交通局が所有する廃車予定のバス5台を気仙沼市へ譲渡します。

2 実施理由

気仙沼市においては、小中学生の送迎を担ってきた路線バスの多くが津波で流出し、代替車両の確保が困難な状況にあります。

この状況を踏まえ、市長が4月5日に同市を訪問した際、車両譲渡の支援の申し出を行いましたところ、後日、同市からバス5台の支援の要請がありました。

この要請を受けて、4月21日から新学期がスタートする小中学生の通学開始に合わせて、当該車両を整備のうえ現地まで輸送します。

当該車両は、当初、ネットオークションを利用して売却する予定でしたが、被災地の状況を鑑み、予定を変更し譲渡するものです。

3 輸送経路及び日程

【4月18日（月）】

交通局(11:00 発) ⇒ 名古屋港(15:30 着)

名古屋港(17:00 発) 太平洋フェリーで仙台港へ

【4月19日（火）】

仙台港(14:15 着)

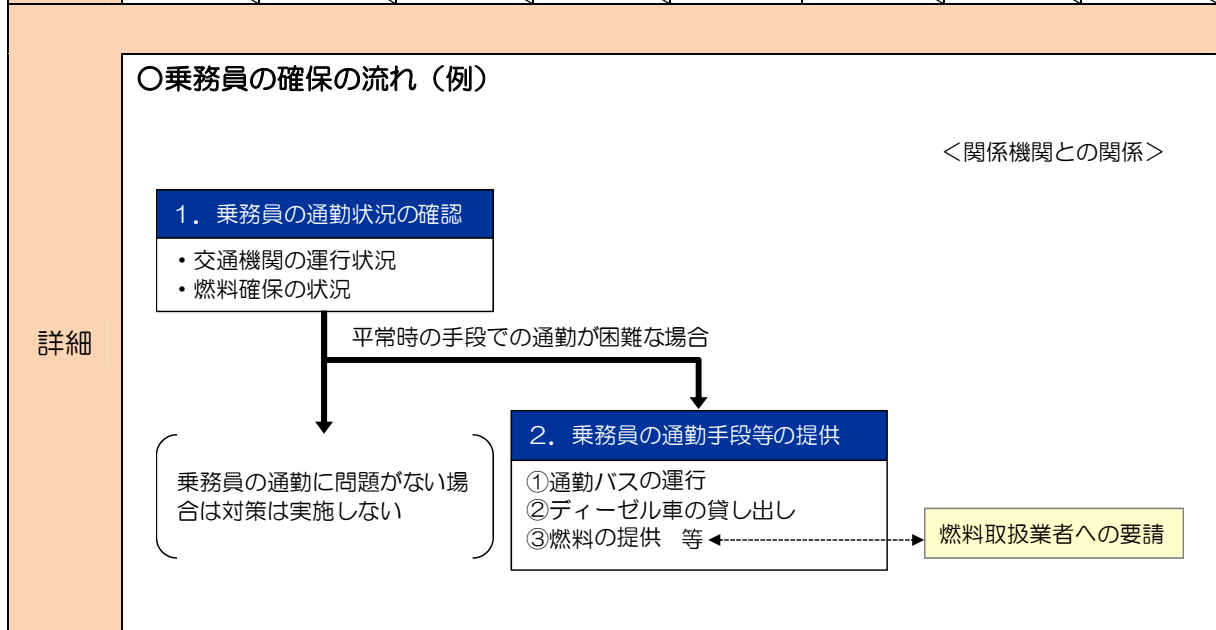
仙台港(15:00 発) ⇒ 気仙沼市(18:00 着)

(資料：尼崎市ホームページ)

No	E-5-3	重要事項	輸送に必要な資源の確保			
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期	

項目名	乗務員の確保
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 交通事業者は、燃料不足等により、乗務員が平常時の手段で通勤できない場合には、事前に検討した方法により通勤手段を提供し、乗務員を確保する。

関係機関	市町村	都道府県	国	警察	◎交通事業者	NPO等	地域住民	その他 ()
------	-----	------	---	----	--------	------	------	------------



	理由・根拠
災害時の想定	<ul style="list-style-type: none"> 燃料不足や交通機関の運休により、平常時の手段で通勤できず、公共的交通サービスの提供等に必要乗務員が不足する可能性がある。
被災地の声	<ul style="list-style-type: none"> 燃料不足により、バスの運行だけでなくバスのドライバーや従業員の通勤にも影響がでた。そのためにバスを有効に運行できない状況であった。（東北運輸局） ドライバーが何人出社できるのか分からなかったため、毎日ダイヤを改正した。車両の弾力的な運用（他社名義のバスでの運行等）だけでなく、ドライバーの派遣等の弾力的な運用があっても良かったのではないかと感じる。（宮城交通）
地域防災計画の関連項目	<ul style="list-style-type: none"> 企業等防災対策計画（予）

column No.20

燃料不足の中で様々な方法により乗務員の通勤の足を確保

被災地の交通事業者

- 東日本大震災の被災地では、燃料不足によりマイカー通勤者の出勤が困難になったことで、乗務員の確保が困難になった。
- これに対し、交通事業者は乗務員の通勤の足の確保のため、次のような対応を行った。

<燃料不足時の通勤手段提供方法事例>

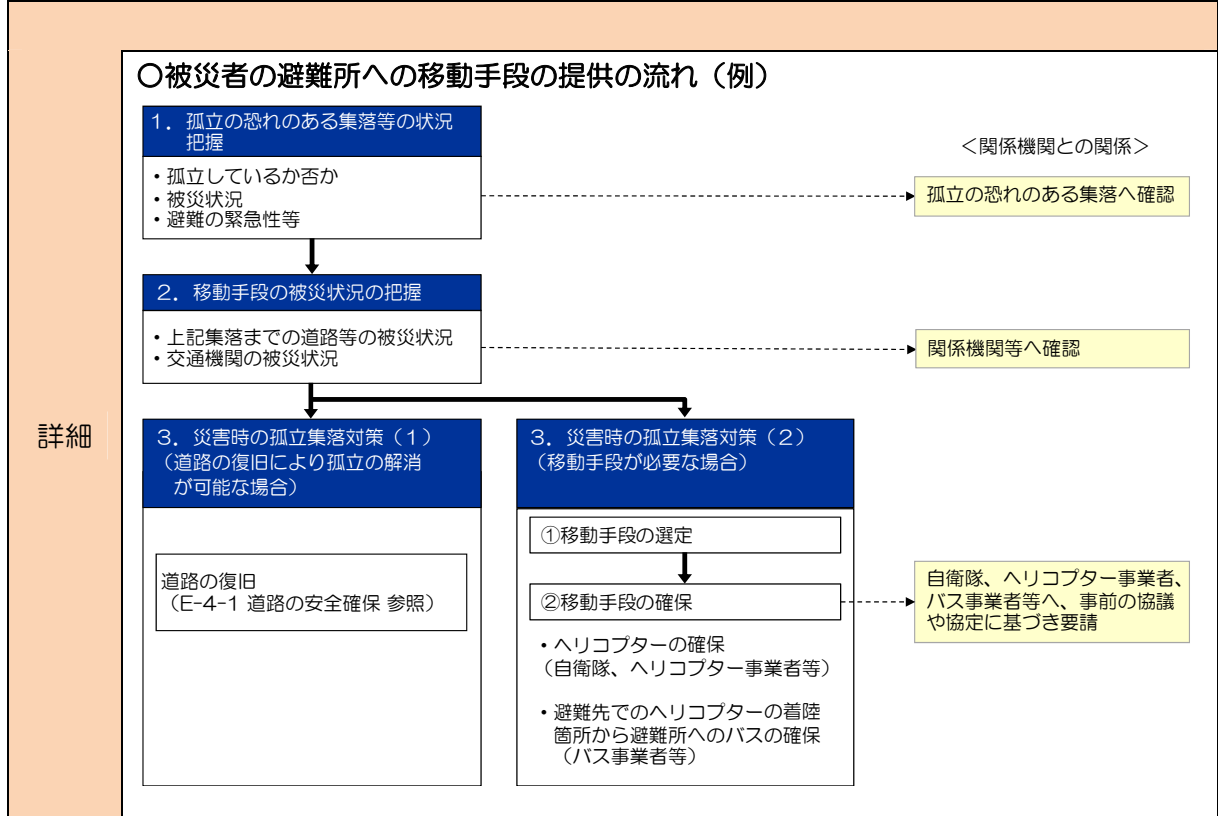
交通事業者	内容
宮城交通	<ul style="list-style-type: none"> • 乗務員のための通勤バスを運行 • ディーゼル車を貸し出し • 融通の利くガソリンスタンドで、乗務員の車に燃料を提供
岩手県交通	<ul style="list-style-type: none"> • ディーゼル車を購入し、貸し出し
南部バス	<ul style="list-style-type: none"> • 乗務員の通勤バスを運行（3/17～25）

（資料：宮城交通、岩手県交通、南部バスへのヒアリング結果）

No	E-6-1	重要事項	公共的交通サービスの提供			
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期	

項目名	被災者の避難所への移動手段の提供
実施内容	・市町村は、交通危機管理行動要領に基づき、孤立集落が発生した場合には、道路の復旧や被災者の避難所への移動手段の提供を行う。

関係機関	◎市町村	○都道府県	国	警察	○交通事業者	NPO等	地域住民	○その他（自衛隊）
------	------	-------	---	----	--------	------	------	-----------



理由・根拠	
災害時の想定	・中山間地域・沿岸地域等において、道路等の寸断により、孤立する地区や集落が発生した場合に、孤立を解消するための道路復旧や移動手段の提供が必要になる可能性がある。
被災地の声	—
地域防災計画の関連項目	・交通確保・輸送計画（応） ・避難・救出計画（応）

ヘリコプターとバスの連携により住民を避難所へ輸送

岩手県釜石市

太平洋に突き出す箱崎半島に集落が点在する釜石市箱崎町は、震災後、道路が寸断され完全に孤立した。

被災翌日の3月12日、同市両石町から10キロ近くを踏破した陸上自衛隊第21普通科連隊（秋田市）の隊員が到着。ヘリによるピストン輸送などで14日までに全住民を救出した。

住民は、まず内陸の市の体育館等までヘリコプターで輸送され、そこから、さらに市内の避難所へ、バスで輸送を行った。

なお、陸上自衛隊東北方面隊は、2008年秋、岩手、宮城両県で宮城県沖地震津波を想定した1万6千人規模の震災対処訓練「みちのくALERT（アラート）」を行い、各部隊が担当市町村を受け持ち、実践的な訓練を実施している。

同隊はその後も釜石市と密接に連携し、災害発生時の対応を検討。孤立の恐れがある集落の把握のほか、部隊の活動拠点やヘリポートの適地選定、地元自治体や警察、消防など関係機関との連携強化に努めてきたため、スムーズな救助につながった。

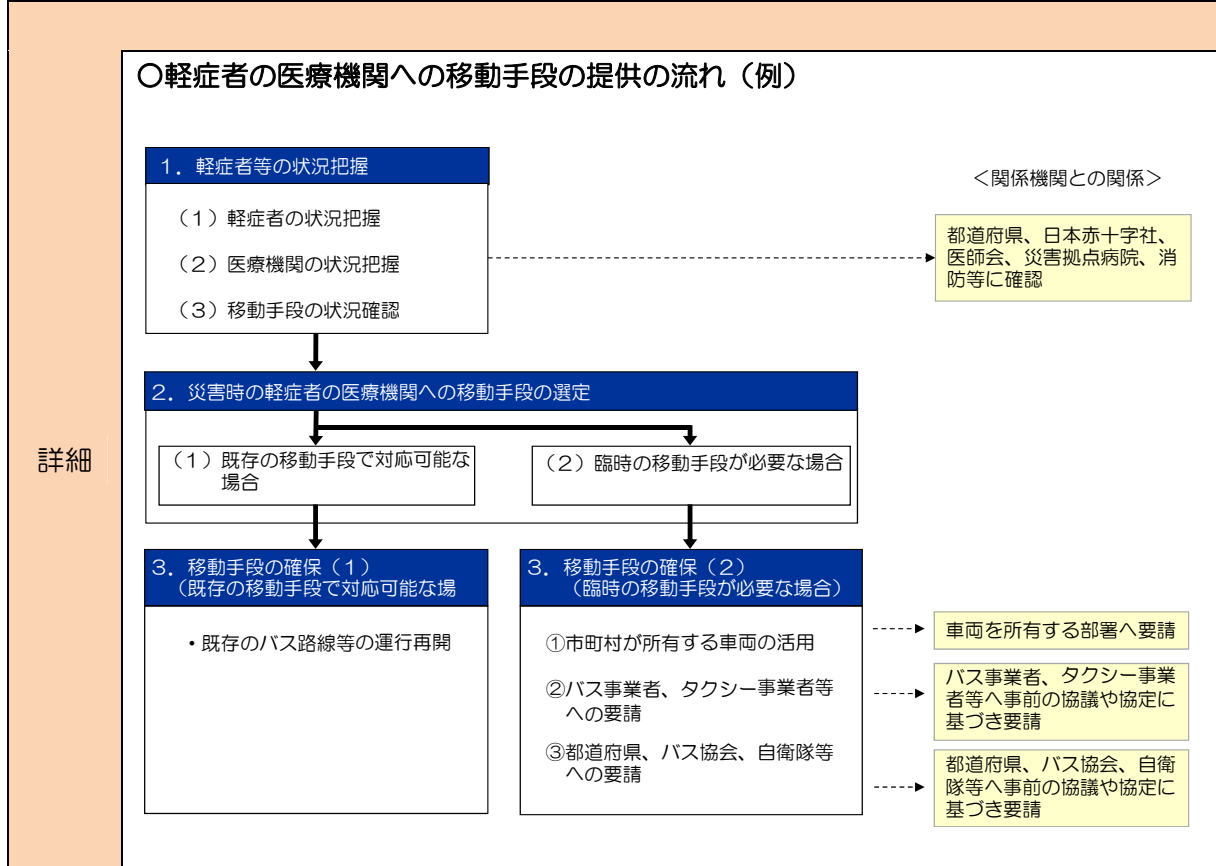
（資料：岩手県交通釜石営業所へのヒアリング結果、岩手日報（2011.6.10））



No	E-6-2	重要事項	公共的交通サービスの提供			
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期	

項目名	軽症者の医療機関への移動手手段の提供
実施内容	・市町村は、交通危機管理行動要領に基づき、軽症者の医療機関への移動手手段を提供する。

関係機関	◎市町村	○都道府県	国	警察	○交通事業者	NPO等	地域住民	○その他（自衛隊）
------	------	-------	---	----	--------	------	------	-----------



理由・根拠	
災害時の想定	・負傷者が多く発生し、軽症者の医療機関への輸送に救急車が利用された場合、重症者の輸送に支障が出る可能性がある。
被災地の声	—
地域防災計画の関連項目	・交通確保・輸送計画（応） ・医療・保健計画（応）

column No.22

軽症者を輸送するためのバスを運行

岩手県

- 岩手県の陸前高田～盛岡赤十字病院間で、3月19日（発災8日後）～5月6日まで、岩手県が被災者受診用として大型バス（55人乗りバス）をチャーターした。
- 陸前高田（高田一中）と盛岡赤十字病院間を毎日一往復した。
- 運行は岩手県交通一関営業所が行った。
- なお、軽症者の輸送だけではなく、処方箋や薬の輸送にも利用された。

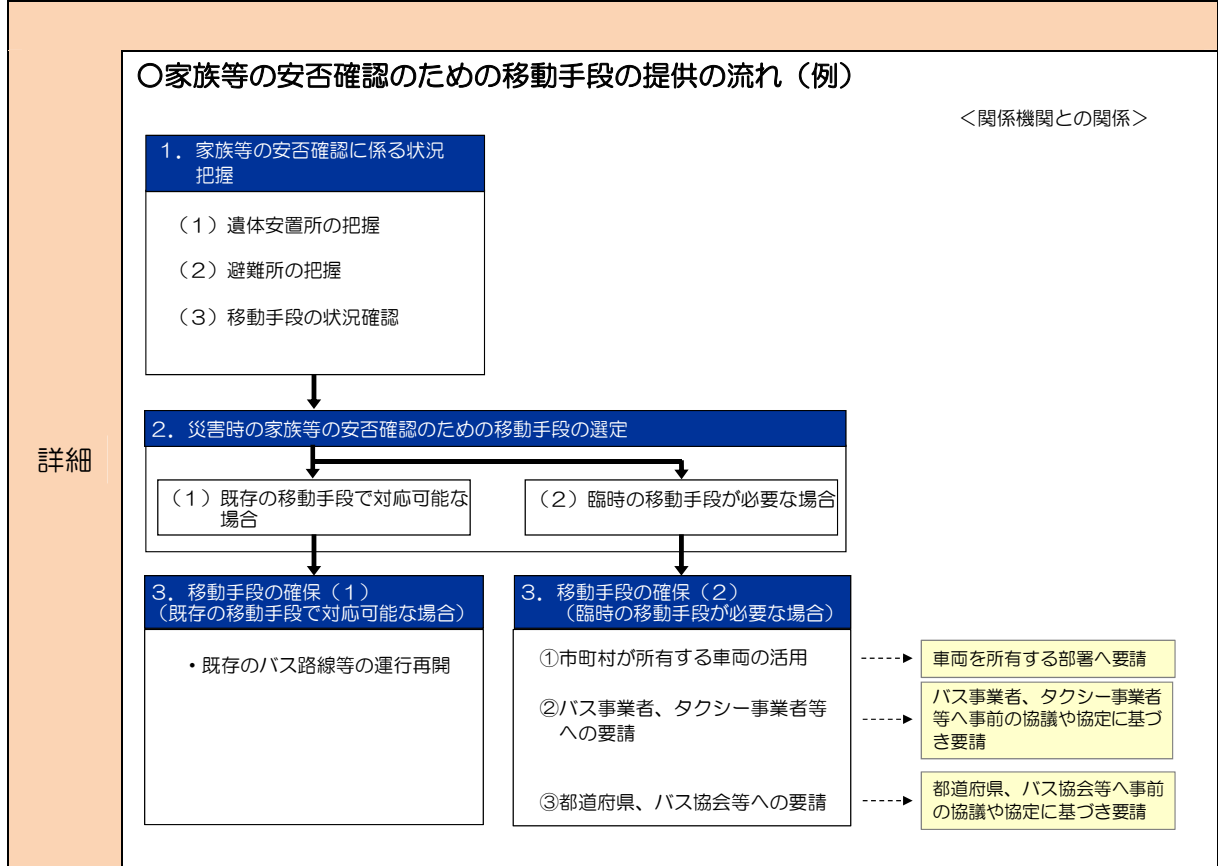
（資料：岩手県バス協会資料、盛岡赤十字病院「東日本大震災における救護活動 対応経過」をもとに整理）



No	E-6-3	重要事項	公共的交通サービスの提供			
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期	

項目名	家族等の安否確認のための移動手手段の提供
実施内容	・市町村は、交通危機管理行動要領に基づき、家族等の安否確認のための移動手手段を提供する。

関係機関	◎市町村	○都道府県	国	警察	○交通事業者	NPO等	地域住民	その他 ()
------	------	-------	---	----	--------	------	------	------------



理由・根拠	
災害時の想定	・家族等の安否確認のため、複数の避難所や遺体安置所への移動需要が多く発生する可能性がある。
被災地の声	—
地域防災計画の関連項目	・交通確保・輸送計画（応） ・行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画（応）

column

No.23

発災数日後から市役所・避難所と遺体安置所や被災地区を結ぶバスを運行

宮城県名取市、仙南交通

- 宮城県名取市では、発災の数日後からコミュニティバス（なとりん号）を運行する仙南交通が「災害復興支援バス」としてボランティアで、以下のバスを運行させた。
- 3/14 朝に市役所で今後のコミュニティバスの運行について協議する中で、市から依頼を受け、現場での調整を行いながら運行させた。

① 閉上・下増田地区の被災地見学バス（大型バス）

- 3月16～27日までの間、市の要請に応じて、名取市役所と避難所から、津波で大きな被害を受けた閉上・下増田地区を巡回するバスを運行した。
- 被災者の自宅の被災状況の確認のために利用された。
- 市役所の担当者も同乗し、行き先の指示を受けながらの運行であった。

② 遺体安置所送迎バス（中型バス）

- 3月17～27日までの間、主に市役所と遺体安置所（ボウリング場跡）を結ぶバスを運行した。運行時間は朝9時から15時まで。
- また、被災者の希望に応じて、避難所から遺体安置所までの間も、随時運行した。
- 道路の状況をあらかじめ乗用車で確認し、運行ルートを決めた。

<災害復興支援バス運行の様子>

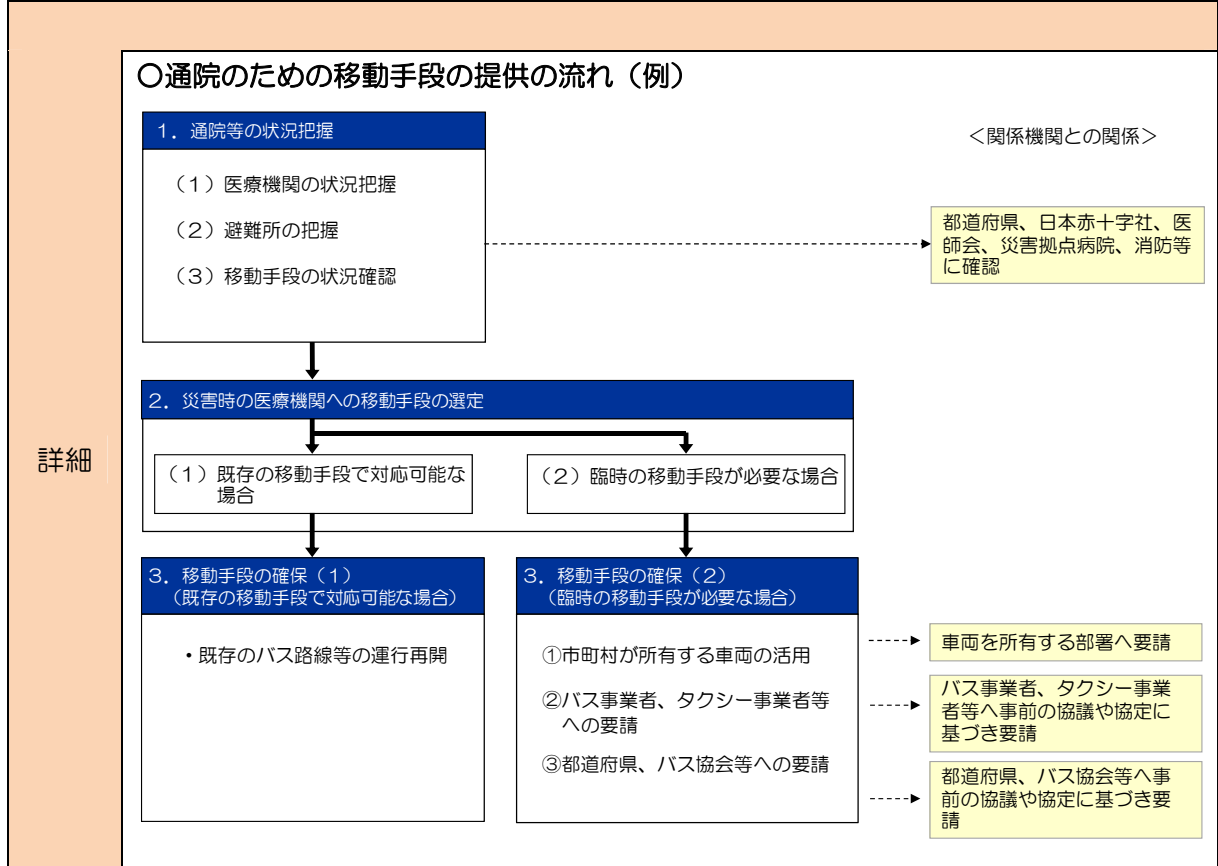


（資料：仙南交通提供）

No	E-6-4	重要事項	公共的交通サービスの提供		
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期

項目名	通院のための移動手段の提供
実施内容	・市町村は、交通危機管理行動要領に基づき、通院のための移動手段を提供する。

関係機関	◎市町村	○都道府県	国	警察	○交通事業者	NPO等	地域住民	○その他 (医療機関)
------	------	-------	---	----	--------	------	------	----------------



	理由・根拠
災害時の想定	・災害による負傷者や持病がある方のための通院ニーズの増大と、既存の交通機関の運休や、身近な医療機関の被災等により、平常時とは異なる対応が求められる可能性がある。
被災地の声	—
地域防災計画の関連項目	・交通確保・輸送計画（応） ・医療・保健計画（応）

column No.24

七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」を医療機関行臨時バスとして無料で運行

宮城県七ヶ浜町

- 宮城県七ヶ浜町は、町内の避難所に避難されている方を対象に、3月22日(発災11日後)から3月27日まで、医療機関行きの臨時無料バスを1日2便運行した。

<運行概要>

行き先	笠神ハートクリニック、赤石病院、坂病院、塩釜市立病院
運行本数	各方面1日2便(午前1便・午後1便) 平日のみ運行
備考	バス1台の定員は26名

- なお、町民バス「ぐるりんこ」は3月28日(月)から運行が再開されたため、これとともない医療機関行き臨時無料バスの運行は終了した。

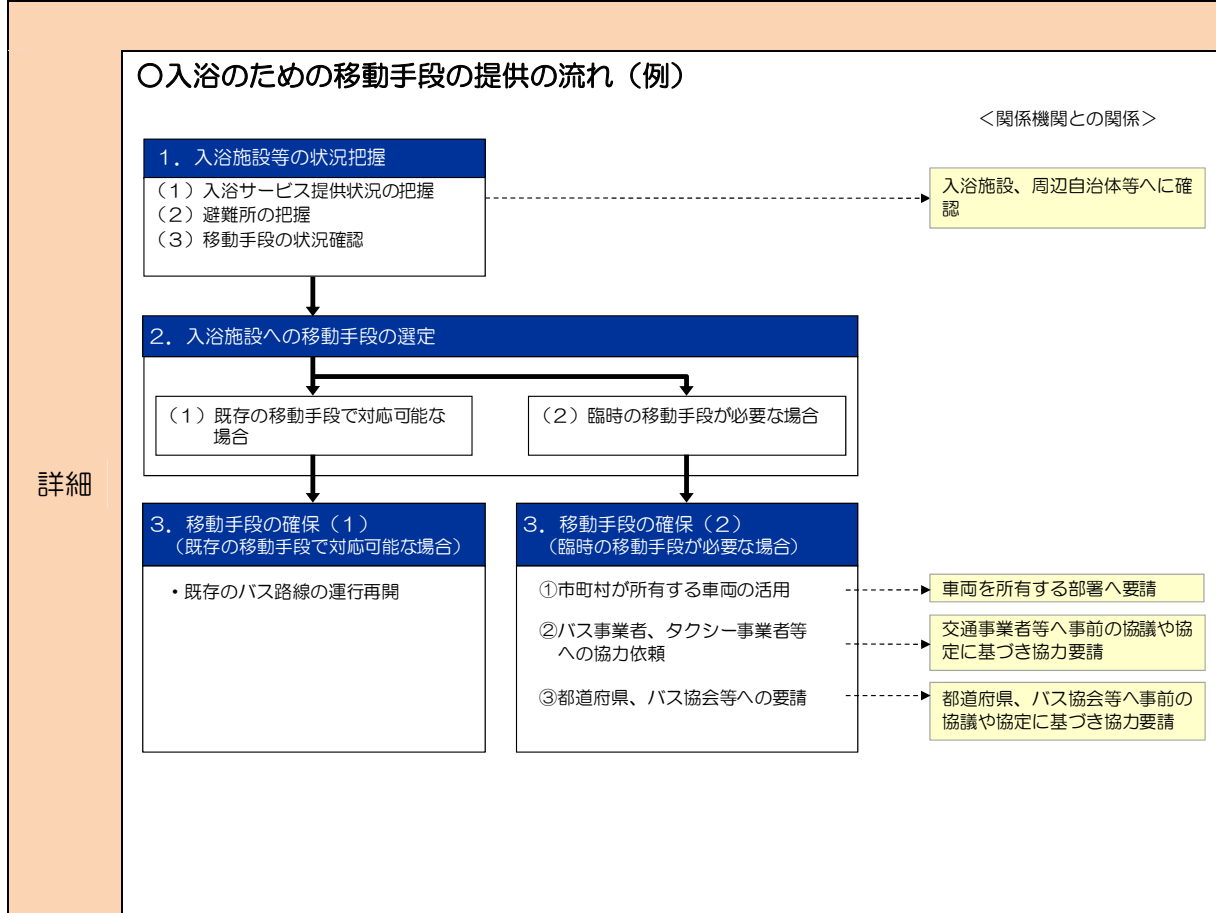


(資料：七ヶ浜町広報をもとに整理)

No	E-6-5	重要事項	公共的交通サービスの提供			
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期	

項目名	入浴のための移動手段の提供
実施内容	・市町村は、交通危機管理行動要領に基づき、入浴のための移動手段を提供する。

関係機関	◎市町村	○都道府県	国	警察	○交通事業者	NPO等	地域住民	○その他（自衛隊）
------	------	-------	---	----	--------	------	------	-----------



理由・根拠	
災害時の想定	・避難生活の中長期化により、入浴サービスが必要となり、既存や臨時の入浴施設への移動手段が必要になる可能性がある。
被災地の声	—
地域防災計画の関連項目	・交通確保・輸送計画（応） ・避難・救出計画（応）

column No.25

既存・臨時の入浴施設への様々な移動手段を確保

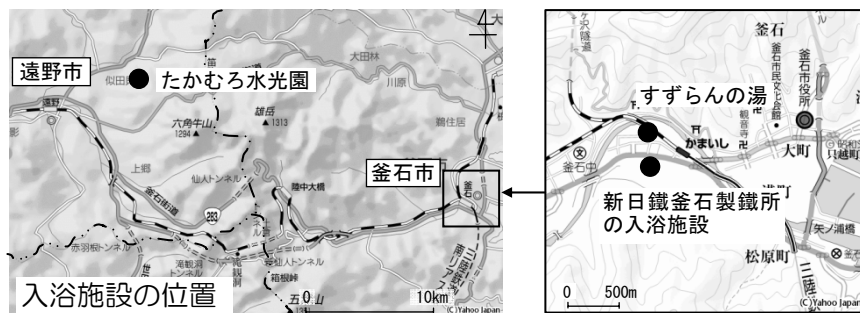
岩手県釜石市

- 岩手県釜石市では、発災 8 日後（3/19）に、自衛隊による臨時の入浴施設が設置された。また発災 13 日後（3/24）以降に、既存の入浴施設（民間事業者が保有する入浴施設、周辺市町村の入浴施設）が開放された。
- 移動手段としては、既存の路線バスを再開するとともに、釜石市が臨時のバスを用意した。

＜釜石市での入浴施設への移動手段の概要＞

	入浴施設	入浴施設の概要	移動手段
臨時の入浴施設	自衛隊が設置した「すずらの湯」	<ul style="list-style-type: none"> • 自衛隊が、教育センター裏駐車場西側に、臨時の風呂「すずらの湯」を設置。 • 期間：3/19～7/15 	<ul style="list-style-type: none"> • 発災後、釜石市内の路線バスが教育センターを起点とした路線で再開（料金無料）。 • 避難所等から、入浴施設をはじめとする各種の目的地への移動手段として、多くの方に利用されたと考えられる。
既存の入浴施設	遠野市の「たかむろ水光園」	<ul style="list-style-type: none"> • 遠野市の協力により遠野市内の入浴施設「たかむろ水光園」を被災者に開放。 • 期間：3/24～6/20 	<ul style="list-style-type: none"> • 釜石市災害対策本部がバスを用意。
	新日鉄釜石製鉄所の入浴施設	<ul style="list-style-type: none"> • 新日鉄釜石製鉄所の線材工場の大浴場を被災者に開放。 • 期間：3/29～7/9 	

（資料：釜石市災害対策本部情報等をもとに整理）



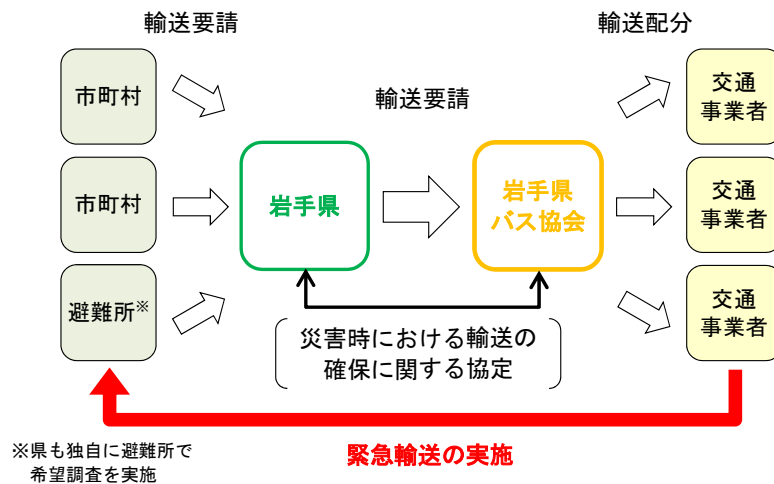
column No.26

市町村の要請に基づき交通事業者を手配

岩手県、岩手県バス協会

- 岩手県では、県とバス協会が締結する「災害時における輸送の確保に関する協定」に基づき、市町村の要請に応じて、入浴施設への臨時バス等を確保した。
- 県は、市町村からの緊急輸送の要望を集約し、バス協会に輸送要請を出し、バス協会では、効率的な輸送を考慮しつつ、会員バス事業者に、輸送を割り振った。
- 運賃は、県とバス協会が協議し、標準運賃で行った。
- バス協会に対するヒアリングでは、「今回は初めての経験であり、また、協定には具体的な対応方法等が記載されていないことから、対応に苦慮した。具体的な対応方法、実施体制等を定めたマニュアルやマニュアルに基づく訓練の実施も必要である」との意見があげられた。

＜岩手県における緊急輸送の実施体制＞



＜岩手県・県バス協会の手配による入浴施設への臨時バスの運行状況＞

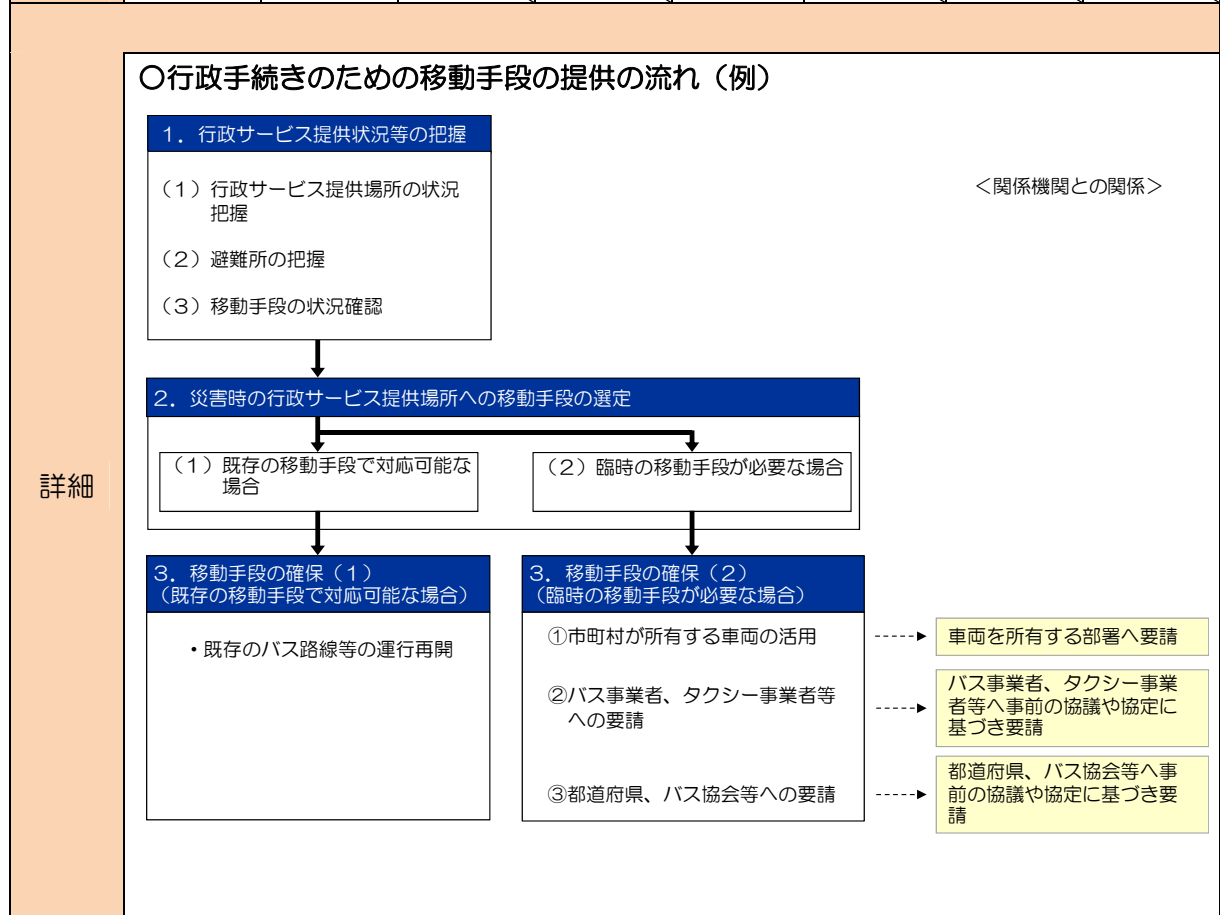
市町村	運行期間	バス事業者
大槌町	3/21～8/9	岩手県交通（株）
陸前高田市	3/23～6/30	岩手県交通（株）、開発運輸（株）、 （有）一関グリーン交通 ※市所有の車両とローテーションを組みながら運行
山田町	3/24～8/10	岩手県北自動車（株）
宮古市	4/1～7/10	岩手県北自動車（株）
野田村	4/5～7/3	（株）三陸観光

（資料：岩手県、岩手県バス協会へのヒアリング結果、岩手県バス協会提供資料をもとに整理）

No	E-6-6	重要事項	公共的交通サービスの提供		
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期

項目名	行政手続きのための移動手段の提供
実施内容	・市町村は、交通危機管理行動要領に基づき、行政手続きのための移動手段を提供する。

関係機関	◎市町村	○都道府県	国	警察	○交通事業者	NPO等	地域住民	その他 ()
------	------	-------	---	----	--------	------	------	------------



理由・根拠	
災害時の想定	・り災証明書等の発行申請をはじめ各種の行政手続きが必要になり、行政サービス提供場所への移動手段が必要になる可能性がある。
被災地の声	—
地域防災計画の関連項目	・交通確保・輸送計画（応）

column

No.27

避難所と区役所を結ぶ無料の循環バスを運行

宮城県仙台市

- 宮城県仙台市では、避難者の区役所における各種手続きや通院を支援するため、宮城野区、若林区の各避難所と区役所や病院等を巡回する無料バス3路線を5/3から毎日運行。1日4～5往復。6/30で運行終了。

<運行を知らせる広報>

避難所と区役所をつなぐ無料巡回バスを運行しています

○宮城野区および若林区の各避難所や、区役所、病院等を巡回する無料バスを運行します。

■期間＝6月3日(金)まで(土・日曜日、祝日も運行します)

■運行時間＝午前8時20分～午後6時頃(路線によって運行時間帯が異なります)

■運行経路

区	運行経路	本数等
宮城野区	岡田小学校⇄東北厚生年金病院⇄高砂市民センター⇄福室市民センター⇄田子市民センター⇄宮城野体育館⇄(※苦竹一丁目(東部市民センター)←)宮城野区役所	1日4往復 (約16km、片道45分)
若林区	若林体育館⇄七郷市民センター⇄サンピア仙台⇄蒲町小学校⇄N T T 東日本東北病院⇄若林区役所⇄荒町市民センター⇄仙台市立病院	1日5往復 (約10km、片道40分)
	J A 六郷/六郷中学校⇄六郷市民センター⇄上飯田一丁目⇄沖野三丁目⇄若林区役所⇄荒町市民センター⇄仙台市立病院	1日5往復 (約8km、片道30分)

※苦竹一丁目は、下り便(岡田小学校行き)のみ停車します。

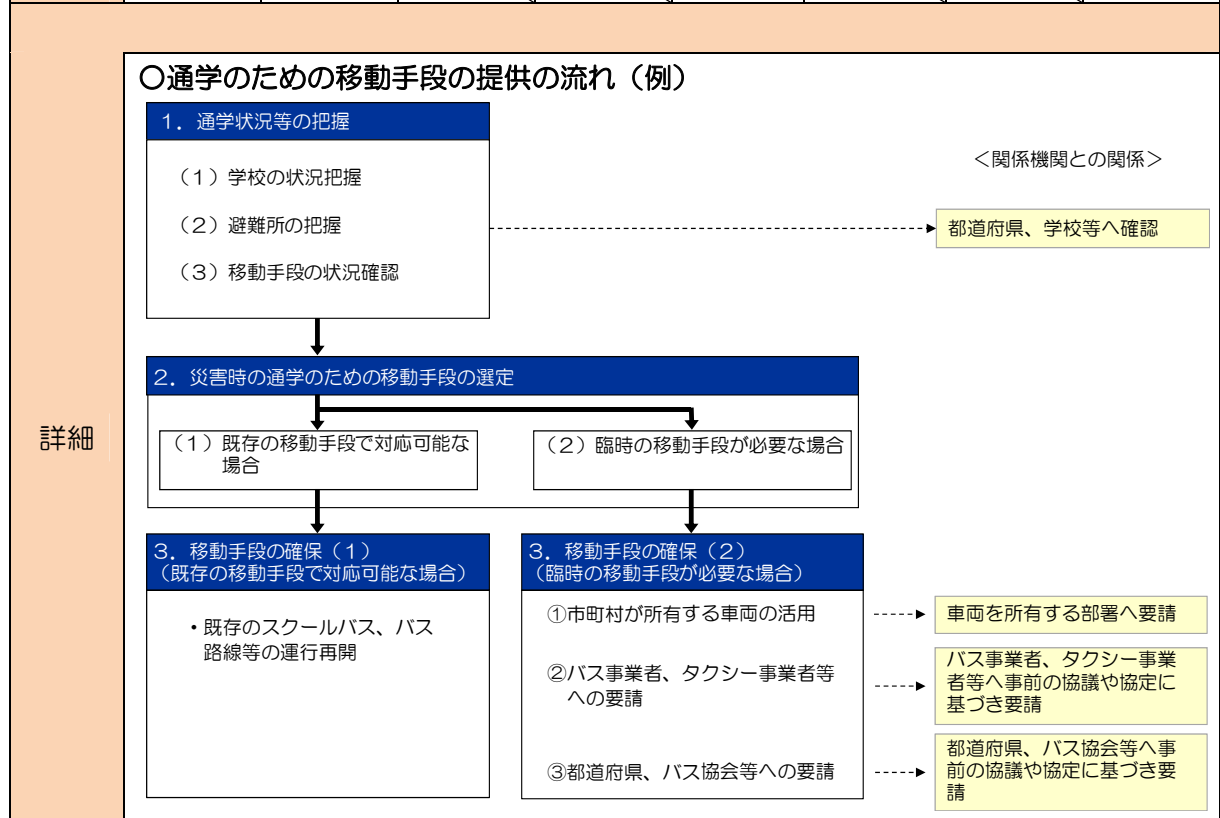
■問い合わせ 公共交通推進課 ☎214-8352

(資料：被災者された方のための生活支援情報第7号(H23.5.13)、仙台市)

No	E-6-7	重要事項	公共的交通サービスの提供		
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期

項目名	通学のための移動手段の提供
実施内容	・市町村は、交通危機管理行動要領に基づき、通学のための移動手段を提供する。

関係機関	◎市町村	○都道府県	国	警察	○交通事業者	NPO等	地域住民	○その他(学校)
------	------	-------	---	----	--------	------	------	----------



理由・根拠	
災害時の想定	・既存の交通機関が運休することや、学校が被災して遠方の代替施設への通学が必要になることで、通学のための移動手段が必要になる可能性がある。
被災地の声	—
地域防災計画の関連項目	・交通確保・輸送計画（応） ・文教対策計画（応）

学区を離れて避難する児童・生徒を対象にしたスクールバスを運行

宮城県気仙沼市

- ・気仙沼市は、東日本大震災で以前の学区を離れて避難所や親戚宅などに身を寄せている児童・生徒を対象にしたスクールバスを、学校再開に合わせて4月21日から運行した。
- ・通学していた小・中学校への足がないために、保護者などから要望が寄せられ、運行することになった。
- ・運行するのは、階上線、鹿折線、津谷川線の3コースで、各線とも、なるべく児童・生徒がいる親戚などの家や避難所の近くを経由するように停留所を設定した。
- ・市内の業者に委託し、階上線、鹿折線は55人乗りの大型バス、津谷川線は26人乗りのマイクロバスを使用。
- ・下校のダイヤは、小学校低学年と小学校高学年・中学生に分けて2便運行した。

＜スクールバスの運行を知らせる広報（各避難所・市民の皆様へお知らせ（4/19）＞

このチラシは当分の間掲示願います

巡回スクールバス時刻表

【市内巡回路線】 気仙沼市教育委員会

平成23年4月21日(木)から、当面の間、今回の震災で学区を離れて避難所や親戚等に居住している児童生徒を対象に、通学用の巡回スクールバスを下記の路線とダイヤで運行します。(平日のみ運行)

※避難・居住場所及び学校の最寄りの駐車場所で乗車・降車ください。

【I 巡回スクールバス・階上線】

1 運行区間 総合体育館 ～ 気仙沼三日町 ～ 階上地区

2 料金 無料

3 運行路線・時刻

停留所	時刻
総合体育館【発】	7:00
マイヤ(石兜)	7:06
田中四区自治会館前	7:10
すこやか前	7:15
平前バス停	7:18
三日町(今村様前)	7:28
気仙沼警察署入口バス停	7:33
ダイシン前	7:38
セブンイレブン(安全スタンド隣)	7:40
階上郵便局前	7:43
階上中学校前	7:48

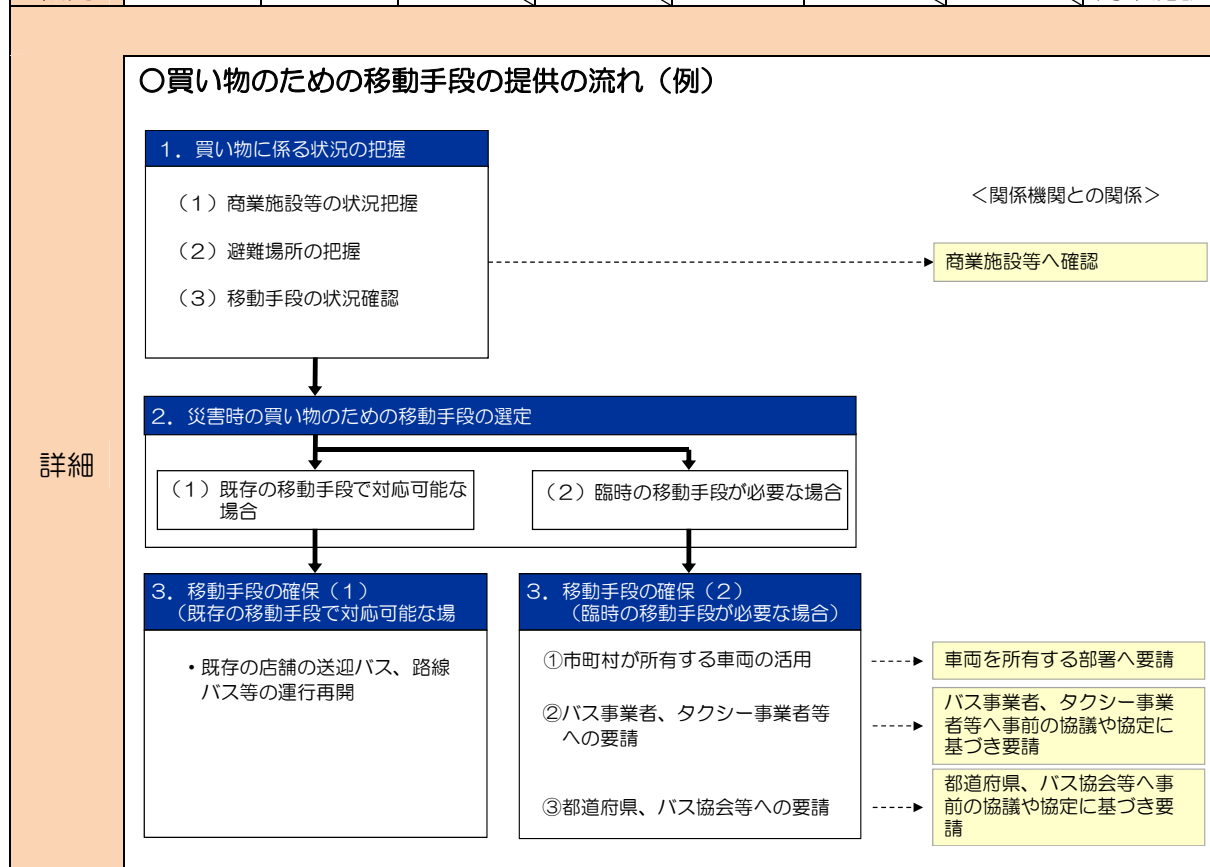
停留所	時刻	
階上中学校前【発】	15:00	17:30
階上郵便局前	15:05	17:35
セブンイレブン(安全スタンド隣)	15:08	17:38
ダイシン前	15:10	17:40
気仙沼警察署入口バス停	15:15	17:45
三日町(今村様前)	15:20	17:50
平前バス停	15:30	18:00
すこやか前	15:33	18:03
田中四区自治会館前	15:38	18:08
マイヤ(柳沢)	15:42	18:12
総合体育館	15:48	18:18

(資料：気仙沼市広報、三陸新報(2011.4.20)をもとに整理)

No	E-6-8	重要事項	公共的交通サービスの提供		
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期

項目名	買い物のための移動手段の提供
実施内容	・市町村は、交通危機管理行動要領に基づき、買い物のための移動手段を提供する。

関係機関	◎市町村	○都道府県	国	警察	○交通事業者	NPO等	地域住民	○その他(商業施設)
------	------	-------	---	----	--------	------	------	------------



理由・根拠	
災害時の想定	・既存の交通機関が運休することや、身近な商業施設等が被災して遠方の商業施設への買い物が必要になることで、買い物のための移動手段が必要になる可能性がある。
被災地の声	—
地域防災計画の関連項目	・交通確保・輸送計画（応）

column No.29

避難所と店舗を往復する無料送迎バスを運行

ウジエスーパー

- 宮城県南三陸町の店舗が流失し、再開のめどが立っていないため、ウジエスーパー（宮城県登米市）では、南三陸町内の避難所・町外の仮設住宅と、町外の店舗を往復する無料送迎バスを運行。
- 送迎バスは7路線、登米市の中田店・南佐沼店か石巻市の飯野川店と避難所等とを往復し、いずれの路線も週に2日、1日2回ずつ運行。

- 南三陸町～ウジエスーパー（中田店・飯野川店）
- 登米市南方町（仮設住宅）～ウジエスーパー（南佐沼店）

<循環バスの時刻表（例）：登米市南方町（仮設住宅）～ウジエスーパー（南佐沼店）>

**ウジエスーパー
無料循環送迎バス**
毎週

※8月7日（日）から運行いたします。

この度、ウジエスーパー南佐沼店ではお買物に不自由をされている南三陸町のお客様に少しでもお買物の手助けとなればと思い、無料送迎バスを運行します。

毎週（水曜日）（日曜日）週2回運行（午後から）

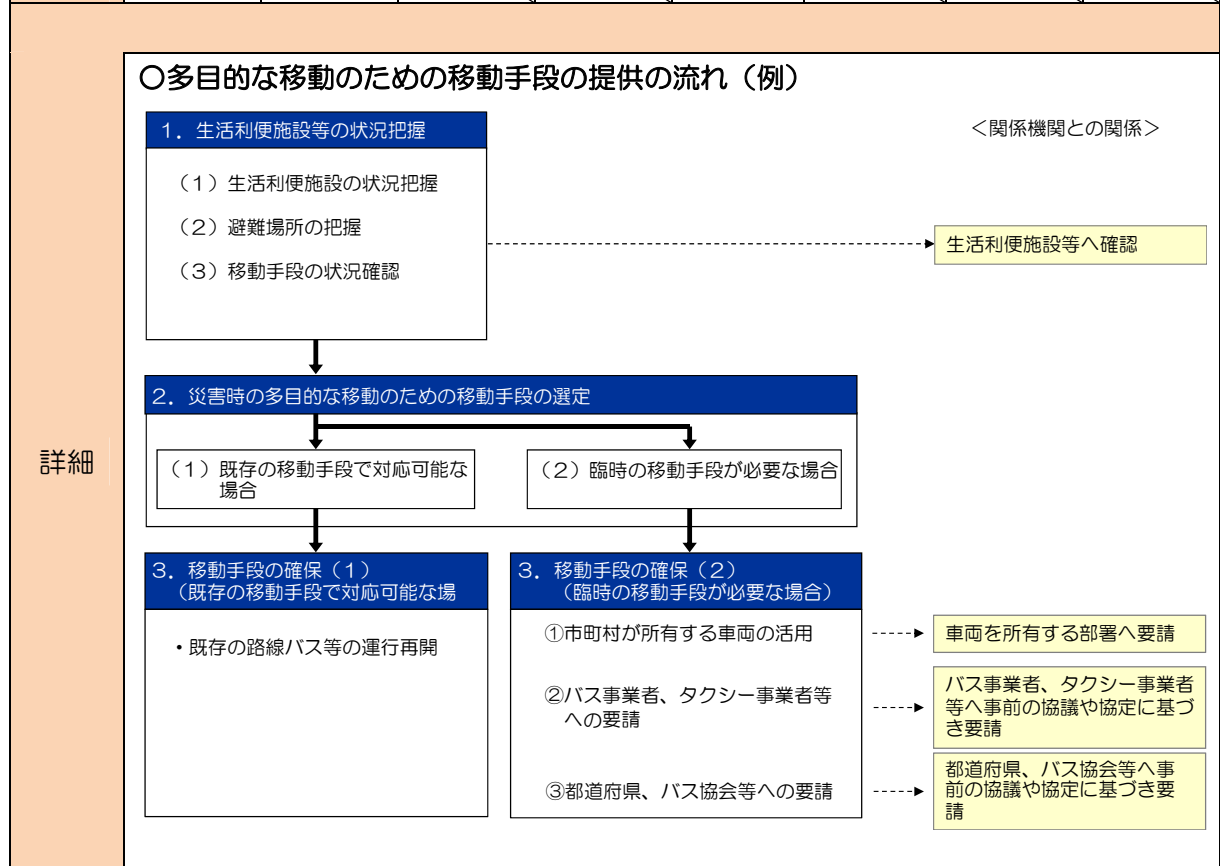
	南方ジャスコ 跡地仮設住宅	ウジエスーパー 南佐沼店	ホームマック 佐沼店前
出発時間	13:00	13:10	13:20
	13:30	13:40	13:50
	14:00	14:10	14:20
	14:50	15:00	15:10
	15:20	15:30	15:40
	15:50	16:00	16:10
	16:20	16:30	16:40
	16:50		

（資料：ウジエスーパーホームページ）

No	E-6-9	重要事項	公共的交通サービスの提供		
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期

項目名	多目的な移動のための移動手段の提供
実施内容	・市町村は、交通危機管理行動要領に基づき、多目的な移動のための移動手段を提供する。

関係機関	◎市町村	○都道府県	国	警察	○交通事業者	NPO等	地域住民	その他 ()
------	------	-------	---	----	--------	------	------	------------



	理由・根拠
災害時の想定	・既存の交通機関が運休することや、身近な施設等が被災して遠方に行くことが必要になることで、生活利便施設の利用等多目的な移動のための移動手段が必要になる可能性がある。
被災地の声	—
地域防災計画の関連項目	・交通確保・輸送計画（応）

仮設住宅と市街地を結ぶ「お出かけバス」を運行**福島県相馬市**

- 福島県相馬市では、6月20日から、西工業団地と柚木工業団地に建設された仮設住宅と市街地を結ぶ「お出かけバス」を市が運行。
- 仮設住宅入居者を対象とし、病院や買い物の足として利用できるもので、利用料は無料。
- お出かけバスは、西工業団地から桜ヶ丘、柚木工業団地から公立相馬総合病院の2ルートを、それぞれ午前、午後2便ずつ運行。

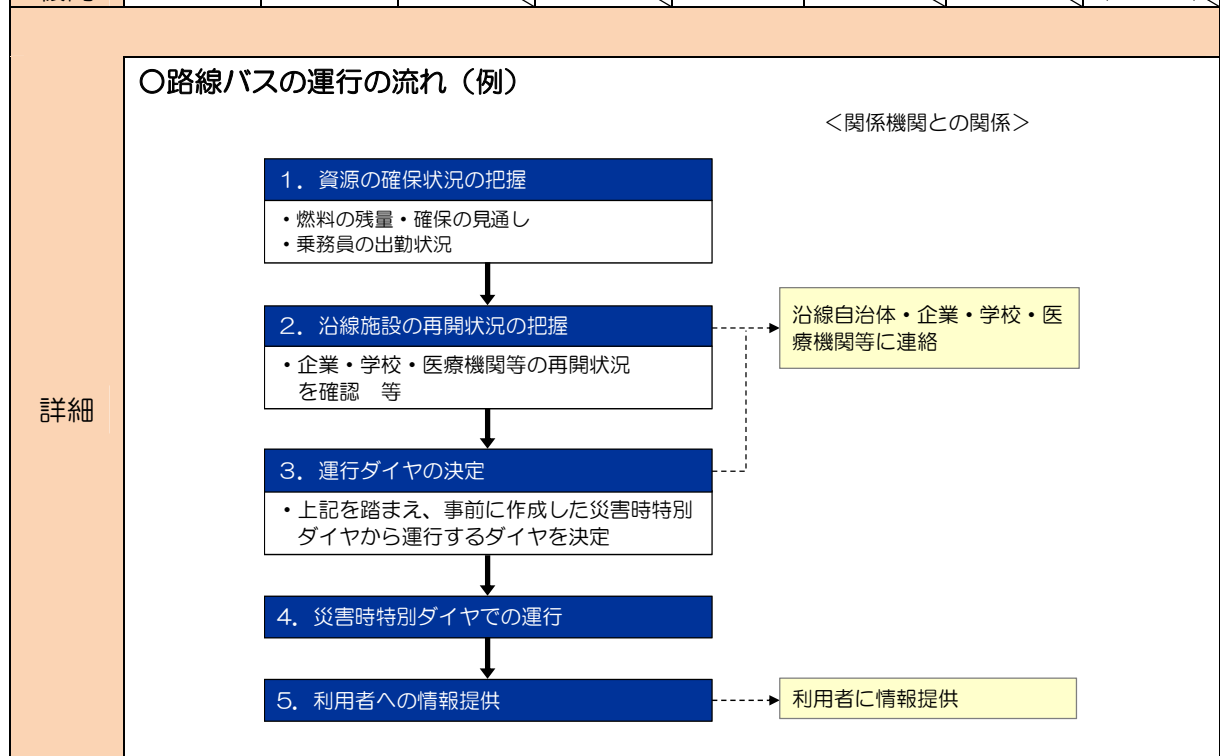


（資料：相馬市ホームページ）

No	E-6-10	重要事項	公共的交通サービスの提供		
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期

項目名	路線バスの運行
実施内容	・バス事業者は、燃料・乗務員等の確保状況を踏まえ、既存の路線バスを再開させる。また、再開に当たっては、利用者への情報提供により、自家用車からの転換を促進する。

関係機関	○市町村	○都道府県	国	警察	◎交通事業者	NPO等	地域住民	その他 ()
------	------	-------	---	----	--------	------	------	------------



理由・根拠

災害時の想定	・運行に必要な資源（燃料・乗務員）の制約により、平常時と同様の運行ができない可能性がある。また、渋滞等により運行に支障が出る可能性がある。
被災地の声	・燃料不足が懸念されたが、盛岡地区では通勤の足を確保するため、3/14 から 3/20 まで、各営業所の幹線路線 2 路線を選び特別ダイヤで運行を再開した。ダイヤ作成や時刻表の貼り出し等、時間的な制限の中では 2 路線ぐらいが限度と考えた。（岩手県交通） ・今回の震災では、燃料不足が最も問題だった。発災時には3日分（16, 000 リットル）しか備蓄がなかった。運休を避けるため、軽油を長く使えるように、運行ダイヤと運行時間帯を工夫した。（八戸市）
地域防災計画の関連項目	・交通確保・輸送計画（応）

燃料不足の中で地区・路線を限定して路線バスの運行を再開

岩手県交通

- ・岩手県交通は、燃料が不足する中、地区・路線を限定して路線バスの運行を再開させた。

路線バスの再開方法

- ・岩手県交通では路線バスを運行するエリアを大きく盛岡地区、中部地区、県南地区、沿岸地区の4地区に区分している。
- ・3/14から盛岡地区の基幹的な14路線を特別ダイヤ（平日ダイヤの1/3程度）で再開させた。
- ・その後、3/21から沿岸地区を除く全路線を休日ダイヤで再開させ、4/4からは通常運行に移行した。

再開に当たったの検討内容等

○基本的な考え方

- ・燃料が不足するなかで、どれぐらいの運行が可能かを把握するため、燃料の在庫と交番（仕業）の平均運行距離、車両の燃費から運行できる交番数を逆算した。
- ・各地区の利用特性を踏まえ運行・運休を決定した。
 - 盛岡地区：通勤で利用が多い⇒運行
 - 中部地区・県南地区：通学利用が多い⇒運休(学校も休校になると考えた)

○運行した14路線について

- ・盛岡地区で運行した14路線は、営業所ごとに利用者数が多い2、3路線を選んだ。
- ・これらは、盛岡市の中心部と周辺市町村を効率的に結ぶものであり、盛岡市内の幹線的な路線を概ねカバーしている。



○通常ダイヤでの運行の再開について

- ・燃料については、発災後、本社で一元的に管理していたが、3/26からは通常の方法（各営業所ごとに発注）で、確保できるようになるなど、燃料が安定的に確保できるようになってから、通常ダイヤでの運行を再開させた。

（資料：岩手県交通へのヒアリング結果）

column No.32

燃料不足の中で時間帯を限定した日祝ダイヤにより路線バスの運行を再開

八戸市営バス

- ・八戸市営バスは、燃料が不足する中、時間帯を限定した日祝日ダイヤにより路線バスの運行を再開させた。
- ・3/13以降4/1の平常運行まで、最終便入庫後の軽油残量と数日間の予想使用量及び軽油の調達状況を勘案し、翌日以降の運行計画を検討した。
- ・検討に当たって、随時市内の高校・専門学校・大学の休校状況を確認した。

＜発災当日～平常運行までの経緯＞

3/11	15時以降 全路線運休
3/12～13	始発～8時、17時以降運休
3/14～15	19時以降運休
3/16～31	12時～16時、19時以降運休
4/1～	平常運行

（この間信号故障等による運休路線あり、3/24以降に全路線運行再開）

※燃料の確保について

- 3/24 青森県石油商業協同組合に「燃料油の安定的供給」の要望書提出
- 3/28 青森県石油商業協同組合から安定供給の確約

（資料：八戸市、八戸市営バスへのヒアリング結果）

column No.33

自治体の委託により無料で路線バスの運行を再開

岩手県沿岸部

- ・津波により甚大な被害を受けた岩手県の沿岸部では、住民の移動手段を確保するため、市町村の委託により、一部バス路線が無料で運行が再開された。
- ・その後、ワンコイン化、通常運行に移行している。

＜岩手県沿岸部の路線バスの運行について＞

釜石市	H23. 3. 16～	無料で運行再開
	H23. 8. 1～	ワンコインバス（一乗車 100円）
	H24. 4. 1～	通常運行（予定）
大船渡市	H23. 4. 4～	無料で運行再開
	H23. 9. 5～	ワンコインバス（一乗車 100円）
	H23. 10. 17～	通常運行
陸前高田市	H23. 4. 20～	無料で運行再開
	H23. 9. 5～	ワンコインバス（一乗車 100円）

（資料：自治体広報等を基に作成）

column

No.34

給油待ちの車列による渋滞により公共交通等の運行に支障

被災地各地

- ・震災による影響により、東北地方・関東地方の広い範囲で、燃料不足が発生した。
- ・これにより、各地のガソリンスタンド周辺の道路で、給油を待つ車列により渋滞が発生し、路線バスの遅延や迂回などの支障が出た。

＜被災地の交通事業者等の声＞

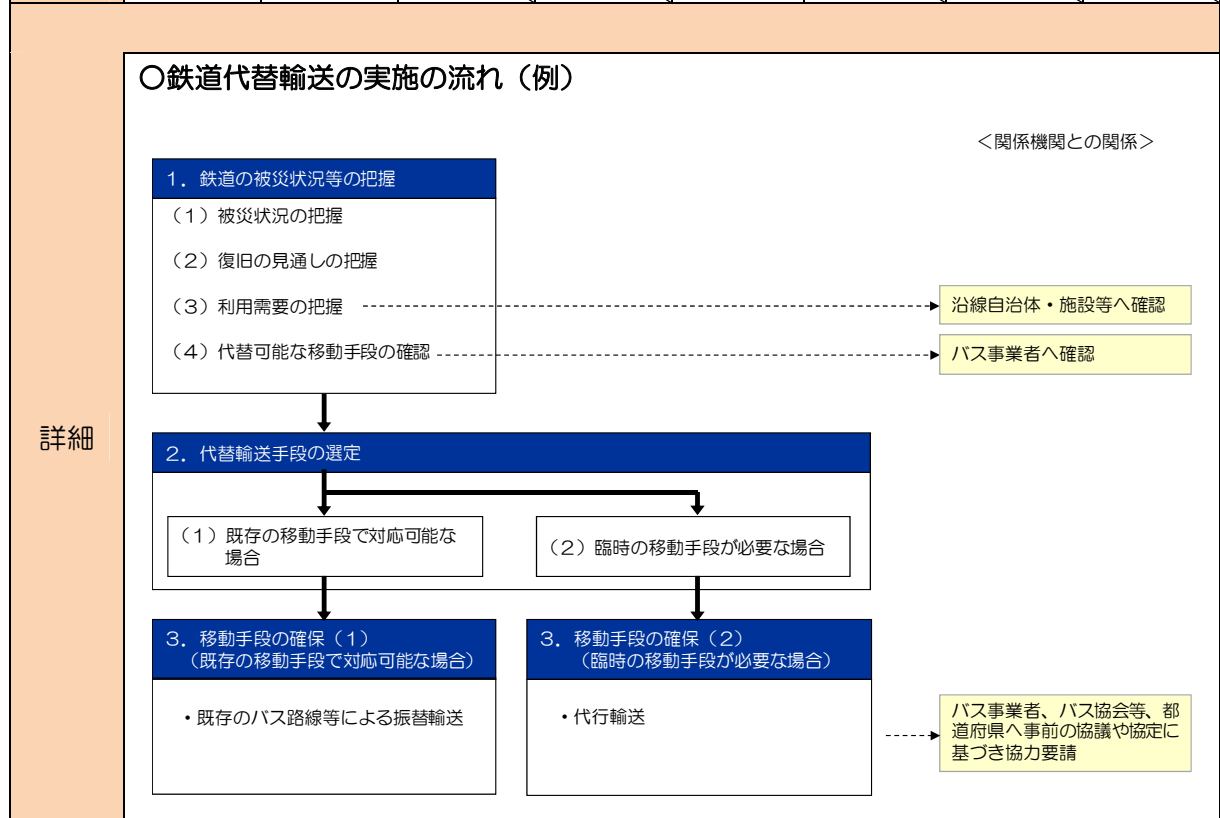
東北運輸局	・ガソリンスタンドに給油待ちのマイカーの行列ができ、道路の渋滞を招いた。中には、翌日の給油の順番待ちのために前日に車だけを置いていってしまう人もいた。
宮城県	・交通事業者から、ガソリンスタンドへの給油待ちの車列により渋滞が発生し、一部の路線において運行に支障が生じたので、路線バスや他の車両が安全に運行できるよう対応の要請があった。
八戸市営バス	・ガソリンスタンドに並ぶ車の列が道路をふさぎ、バスに遅れが出た。（最大で3時間の遅れが発生）
岩手県交通	・ガソリンスタンドの渋滞は、多車線道路ではあまり問題にならなかったが、2車線道路では迂回して運行することもあった。
宮城交通	・ガソリンの給油待ちの渋滞が連日にわたり発生したため、バスの運行経路の変更・迂回運行を招き、事業者だけでなく利用者をも混乱させた。

（資料：上記機関へのヒアリング結果）

No	E-6-11	重要事項	公共的交通サービスの提供		
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期

項目名	鉄道代替輸送の実施
実施内容	・鉄道事業者は、鉄道が運休する場合には、バス事業者等の協力を得て、代替輸送を実施する。

関係機関	○市町村	○都道府県	国	警察	◎交通事業者	NPO等	地域住民	その他 ()
------	------	-------	---	----	--------	------	------	------------



理由・根拠	
災害時の想定	・鉄道が被災等により運休することで、代替する輸送手段が必要になる可能性がある。
被災地の声	・JR との間には、運休した時の代行輸送に関する協定が無かったため、補完するバスの運行開始が遅れた。(宮城交通) ・鉄道の代行バスが運行されたが、仙石線などで積み残しが問題となった。鉄道とバスでは輸送力に差があり、代替は難しい。始発駅での積み残しもあったが、始発駅では乗っても、途中駅で乗れないこともあった。(東北運輸局)
地域防災計画の関連項目	・交通確保・輸送計画（応）

既存路線バスを活用した鉄道の代替輸送

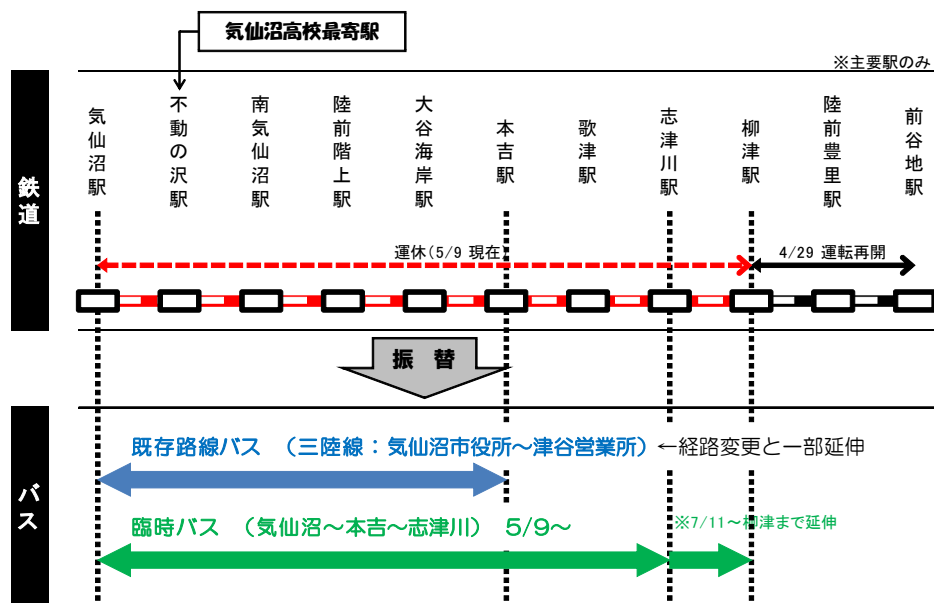
ミヤコーバス、JR 東日本

- JR 気仙沼線「気仙沼～本吉間」では震災により大きな被害を受け運休していたが、高校の授業再開（5/9）に伴い、鉄道を利用して通学していた学生への代替交通手段の確保が必要となった。
- JR 気仙沼線と並行して路線バス（三陸線）を運行するミヤコーバスは、JR 東日本との協議を重ね、次の枠組みで代替輸送を行った。

○代替輸送の枠組み

- ①JR 気仙沼線（気仙沼駅～本吉駅）の代替交通の役割を担えるようミヤコーバス三陸線（気仙沼市役所～津谷営業所）の経路変更と一部延伸を行い、駅への乗り入れを実現する。
- ②ミヤコーバスで「気仙沼～本吉～志津川間」の臨時バスを運行する。
- ③上記2系統の指定停留所間の利用に限り、JR 定期券・回数券による振替輸送を行う。
- ④想定される高校生の通学需要をみため、ダイヤ改正を行うとともに最大3台の同時発車を行う。

< JR 気仙沼線代替輸送のイメージ >



（資料：宮城交通へのヒアリング結果、気仙沼市広報等を基に作成）

column No.36

複数のバス事業者による代替バスの共同運行

被災地の交通事業者

○概要

- 仙台空港にアクセスする鉄道が大きな被害を受けたことから、仙台空港の再開に合わせ、東北運輸局、宮城県バス協会が主導し、仙台空港アクセスバスを運行（4/13～9/30）。
- 19 の交通事業者の共同運行により、必要な輸送力を確保。

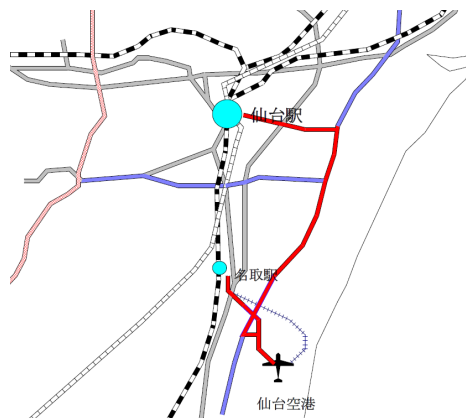
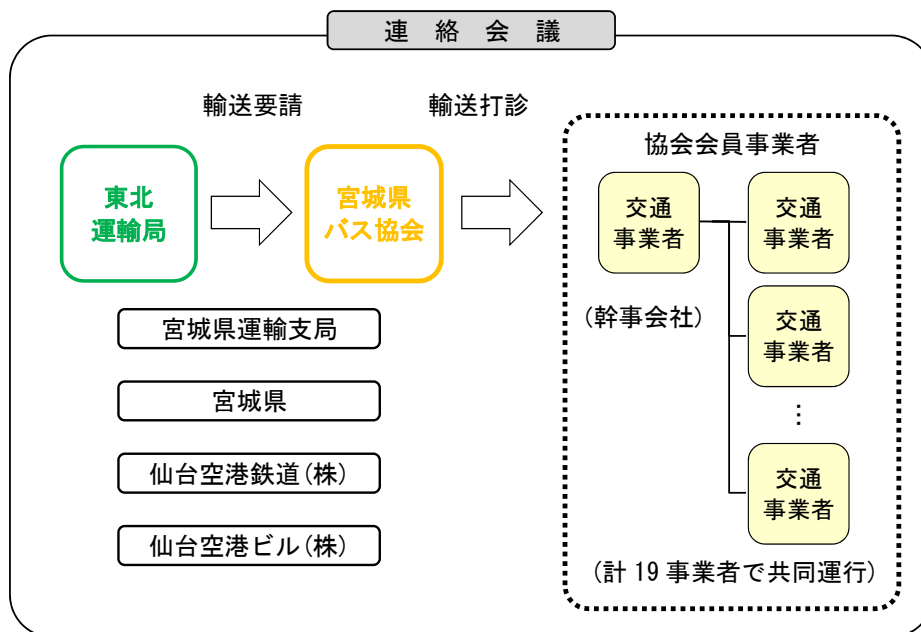


図.仙台空港アクセスバス運行ルート

○運行の経緯

- 東北運輸局では、仙台空港アクセス鉄道が大きな被害を受け、再開の見込みが立たないため、仙台空港再開に備え、仙台駅・名取駅から仙台空港への直通バスの運行を検討。
- 運行に向け、東北運輸局自動車交通部、鉄道部、宮城運輸支局、また、宮城県、宮城県バス協会、仙台空港鉄道、仙台空港ビルの関係者なども参加する連絡会議を開催した。
- 宮城県バス協会を通じ、運行する交通事業者を探したところ、19 の事業者が手を上げたことから、幹事会社を決め、各社が車両を1台ずつ出し、共同で運行することとなり、4/13 の仙台空港の民航機の就航再開に合わせ、アクセスバスの運行が開始された。10/1 にアクセス鉄道全線が運行再開するまで、運行は継続された。



（資料：東北運輸局、宮城県バス協会へのヒアリング結果）

鉄道代替輸送に関する検討会の開催

岩手県

- 岩手県内では、広域幹線交通を担う鉄道が運休していたことから、岩手県（政策地域部地域振興室）は日常生活の再開に合わせて代替交通手段を確保するため、県と鉄道事業者、バス事業者から構成される「地震津波災害に伴う県内広域幹線交通確保に係る検討会」を開催した。
- 検討会では、鉄道運休区間の状況や今後の見通しや代替輸送の課題を踏まえ、具体的な対応方策について協議した。
- JR 東日本(株)盛岡支社の鉄道運休区間の代替輸送に対する考えは、以下の通りである。
 - 並行して既存の路線バスがある区間⇒既存のバス路線で振替輸送を行う
 - // ない区間⇒代行バスを運行する

地震津波災害に伴う県内広域幹線交通確保に係る検討会の概要

1. メンバー

○鉄道事業者：JR 東日本(株)盛岡支社

○バス事業者：岩手県バス協会、岩手県交通(株)、岩手県北自動車(株)、ジェイアールバス東北(株)

○行政機関：岩手県政策地域部地域振興室（主催）

2. 検討事項

○第1回（3/24、発災 13 日後）

- 県内広域幹線交通の現状と今後の見通しについて
- 課題と対応について
- 対応時期について

○第2回（4/1、発災 20 日後）

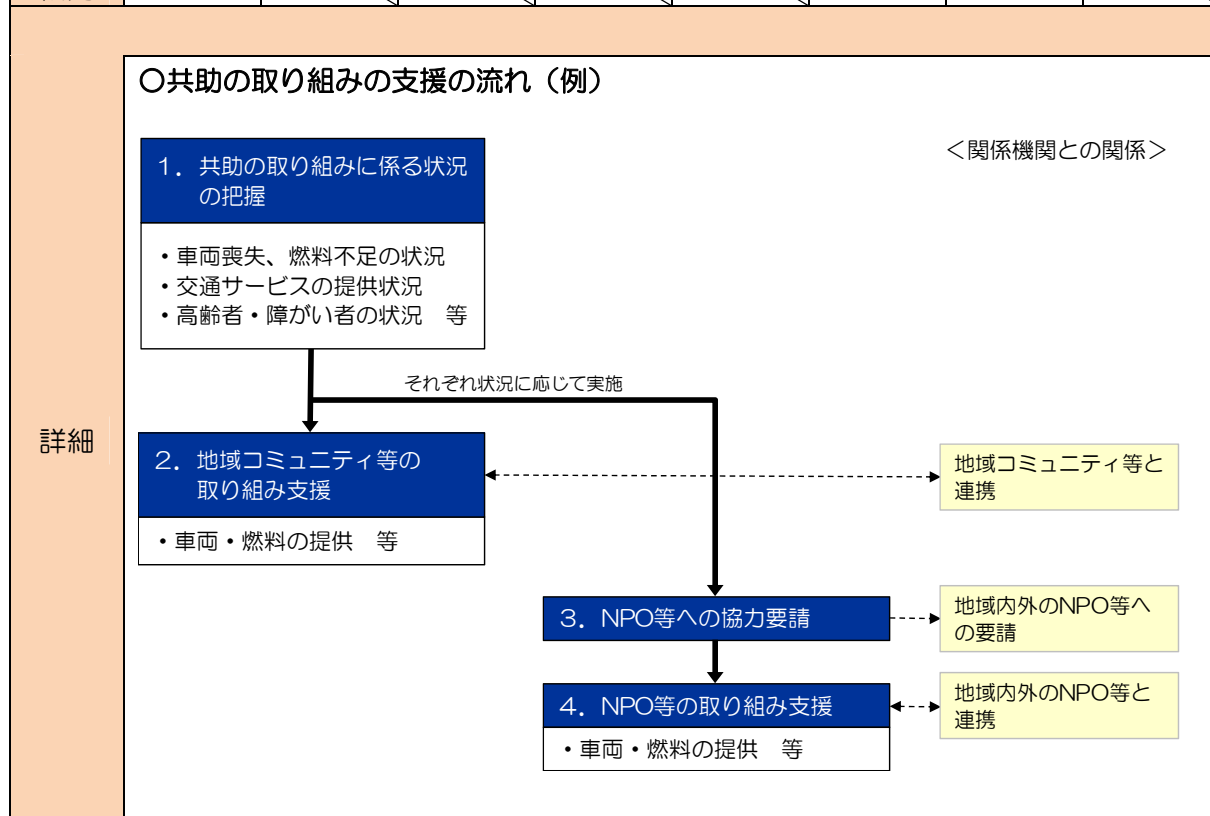
- 広域幹線交通の確保に係る対応状況について
- 課題と対応について

（資料：岩手県へのヒアリング結果）

No	E-6-12	重要事項	公共的交通サービスの提供			
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期	

項目名	共助の取り組みの支援
実施内容	・市町村は、交通危機管理行動要領に基づき、地域コミュニティやNPO等が行う共助の取り組みに対する支援を行う。

関係機関	◎市町村	都道府県	国	警察	交通事業者	○NPO等	○地域住民	その他 ()
------	------	------	---	----	-------	-------	-------	------------



理由・根拠

災害時の想定

・自治体や交通事業者のみでは、被災者のニーズに対応した十分な交通サービスが提供できない可能性がある。

被災地の声

・外部からのNPOは、いずれかの時期に撤退しないといけないが、地元でこれを引き継ぐ素地を作らないといけない。（全国移動サービスネットワーク）

・元々西和賀町で地域づくり支援、公共交通計画支援などの活動を行ってきており、いろいろな支援をすることになった。（支援の一環として、一時帰宅バスを運行）（いわて地域づくりセンター）

・地域のコミュニティが密なので、車の相乗りも行われていたと思う。そのため、移動で困った、ということは聞かない。（岡田小避難所運営本部）

・石巻市仮設住宅管理室には、カーシェアリング用の専用駐車場の設置の許可や仮設

	住宅の所在地、コミュニティの状況等の情報提供といった協力をしてもらっており、効率よく活動する上で役に立っている。（（社）日本カーシェアリング協会）
地域防災計画 の関連項目	<ul style="list-style-type: none">• 自主防災組織等育成計画（予）• ボランティア育成計画（予）• ボランティア活動計画（応）

column No.38

「かかりつけ医巡回バス」など避難所での共助によるモビリティの確保

仙台市宮城野区の岡田小避難所

- 仙台市宮城野区の岡田小の避難所では、日頃から地域のコミュニティが密だったため、避難所での被災者同士の車の相乗りや、避難者が通院していた医療機関で受診できるように「かかりつけ医巡回バス」の無料運行が行われた。

「かかりつけ医巡回バス」について

- 避難所には、当初、仙台オープン病院の医師らが出向いて診療を行っていたが、4月上旬から仙台市医師会の医師が加わり、4月下旬にはオープン病院から完全に引き継いだ。
- 医師会の医師の指導で、持病のある人が多数いるため、地域の医療機関が再開する中で、地元の7町内会で作る避難所運営本部は、4月中旬から計4回、旅館のマイクロバスを借り、避難所とJR陸前高砂駅周辺の複数の医療機関を巡回した。
- 旅館のバスの使用は4月末までだったため、避難所運営本部で対応を検討していたところ、避難者の中に観光バスの元運転手がおり、自身で所有するワゴン車でボランティアでの運行をすることになった。ガソリン代は、運営本部が支払った。
- 運行は、避難所の閉鎖まで続けられた。



(資料：岡田小避難所運営本部へのヒアリング結果)

障がい者、高齢者等の移動支援ボランティア

災害移動支援ボランティアRera、NPO法人全国移動サービスネットワーク他

- 北海道や神奈川などの福祉団体で構成される「災害移動支援ボランティアRera（以下、Rera）」が、被災直後の3月中旬から、宮城県石巻市を中心に、被災した障がい者や高齢者等を病院などへの送迎支援（無償）を行っている。（被災後約1年を経過した平成24年3月時点においても活動中）
- 利用希望者は、活動本部に電話で予約し、予約内容を取りまとめ配車する仕組み。
- 運転手と介助者の2人1組で活動し、病院のほか、入浴施設、スーパー、コインランドリーへの送迎・介助等も行っている。
- 平成23年5月～10月の送迎人数は10,371名、送迎回数は6,938回。
- Reraの活動に対して、移動サービス提供団体等により構成される「NPO法人全国移動サービスネットワーク」の呼び掛けにより、全国の福祉・移動サービス関係の団体や個人のボランティアが、交代で支援を行っている。
- また、活動拠点の民家や駐車場は、石巻市の住民が無償提供したものである。

災害移動支援ボランティア・Rera（セラ）

（電話番号）

（予約制）

被災により移動が困難な方の無料送迎をしています。

◇送迎の対象となる方：

- 障害や高齢、体調不良などの理由で、
バス等の公共交通機関で移動するのが困難な方
- 交通の不便な場所にお住まいで、バス等の利用が難しい方

◇利用できる回数：週に3回まで（病院以外は2回まで。）

※ただし、何らかの事情のある方は、ご相談下さい。

◇通院、買い物など

車いす、ストレッチャー対応の福祉車輛を用意しています。

◇活動範囲：石巻エリア（石巻市、東松島市、女川町など）

◇活動時間：

月～金	午前8時～午後5時
土・祝	午前8時～午後2時 （土・祝は稼働台数が少なくなっています）
日	お休み

※ 状況に応じて相談に乗ります。

お困りの方は、まずはご相談下さい！

（資料：NPO法人全国移動サービスネットワークへのヒアリング結果、災害移動支援ボランティアReraホームページ等）

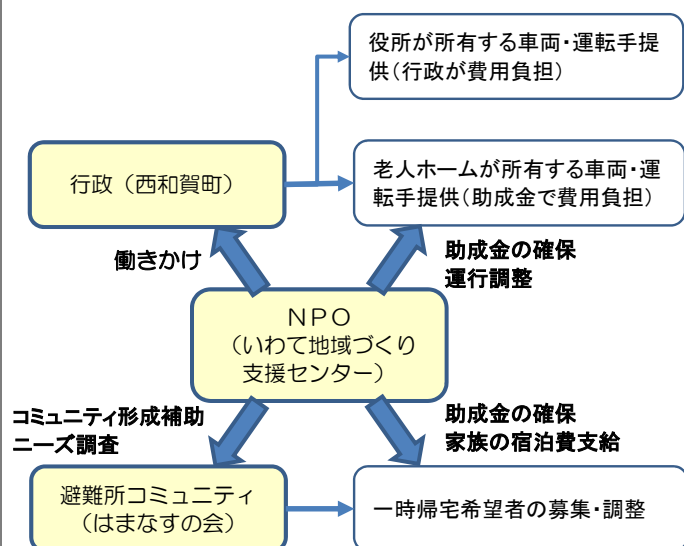
column No.40

内陸部の避難所から沿岸部への一時帰宅バスを運行

NPO法人いわて地域づくり支援センター

- ・陸前高田市は地震と津波により壊滅的な被害を受けたため、市内に避難所を確保できず、内陸部の多くの自治体が被災者を受け入れた。西和賀町もその一つであり、仮設住宅ができるまでの約4ヶ月（4月～7月）の間、町内の旅館などが避難場所となった。（約100名を受け入れ）
- ・西和賀町のまちづくりなどに関わっていた岩手まちづくりセンターがコーディネータになり、被災者のニーズを調査しながら、行政（西和賀町）、老人ホーム等と連携して一時帰宅バスを運行した。

<NPOと行政・避難所コミュニティの関係>



<被災地と避難所の関係>



<使用した老人ホームの車両>



<運行時の様子>



（資料：いわて地域づくり支援センターへのヒアリング結果等から作成）

column No.41

住民とボランティアによるカーシェアリング

仮設住宅の住民、(社)日本カーシェアリング協会

- ・(社)日本カーシェアリング協会は、全国の企業等からの寄付や車両の提供を受け、石巻市を中心とした仮設住宅において、自治会・住民による手作りのカーシェアリングを支援している。
- ・石巻市もコミュニティの状況等の情報提供や専用駐車場の許可といった協力をしている。
- ・住民により構成されるカーシェアリングサークルは、車の共有だけでなく、車を運転できない住民の送迎や仮設住宅地内のゴミ拾いなど、仮設住宅におけるコミュニティ形成にも一役買っている。
- ・また、カーシェアリングを実施している住民が他の仮設住宅等の取り組みを支援する取り組み（カーシェアリング・コミュニティ・サポートセンター）も始まっている。（石巻市から(社)日本カーシェアリング協会への業務委託）

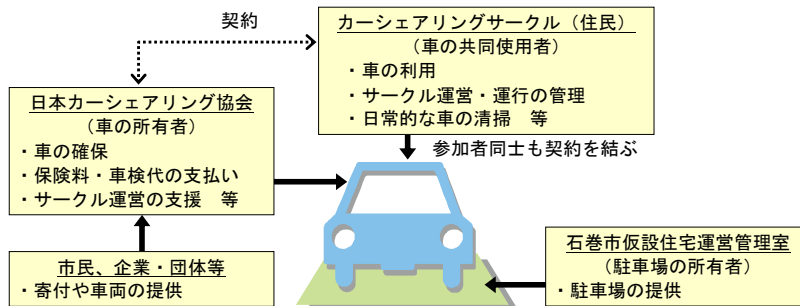


図.利用の様子

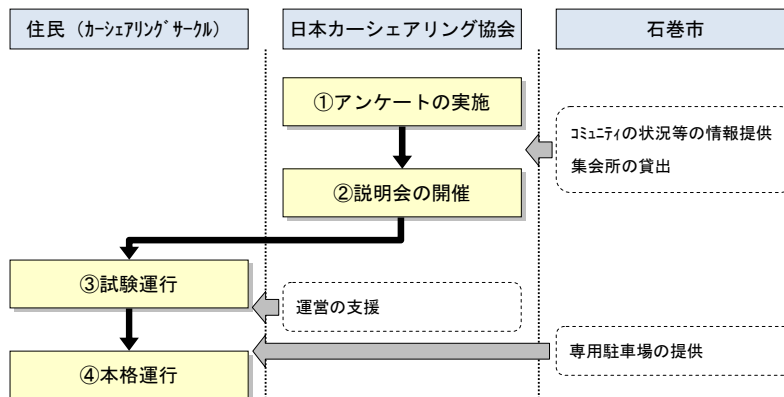


図.集会所横に設置された専用駐車場

<カーシェアリングの仕組み（万石浦公園仮設住宅団地の場合）>



<カーシェアリングの導入までの流れ>

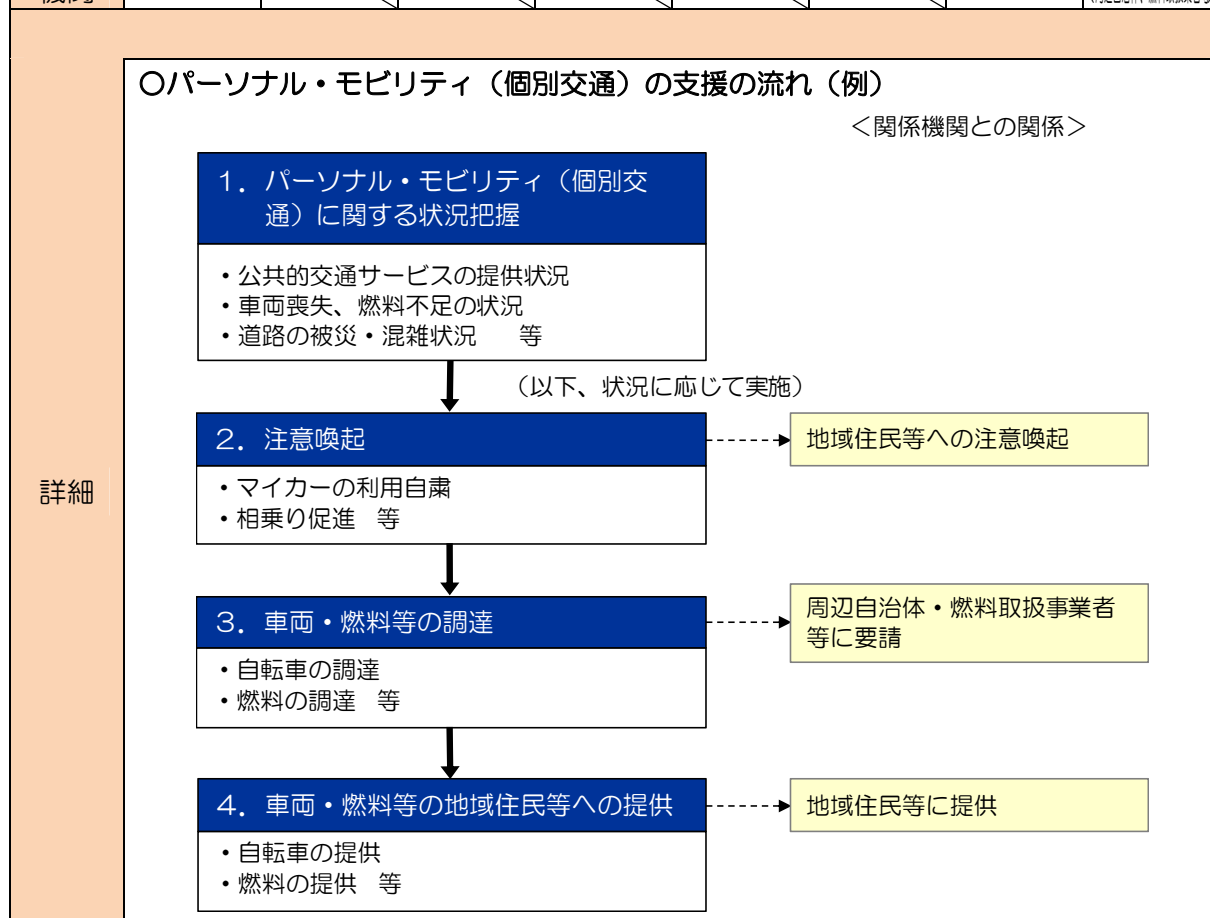


(資料：日本カーシェアリング協会へのヒアリング結果を基に作成)

No	E-7-1	重要事項	パーソナル・モビリティ（個別交通）の活用			
実施時期	発災時	緊急対応期Ⅰ	緊急対応期Ⅱ	応急期	復旧期	

項目名	パーソナル・モビリティ（個別交通）の支援
実施内容	・市町村は、交通危機管理行動要領に基づき、車両の被災状況や燃料の供給状況を踏まえ、パーソナル・モビリティ（個別交通）に対する支援を行う。

関係機関	◎市町村	都道府県	国	警察	交通事業者	NPQ等	○地域住民	○その他 (周辺自治体、燃料取扱業者等)
------	------	------	---	----	-------	------	-------	-------------------------



	理由・根拠	
災害時の想定	・自治体や交通事業者のみでは、被災者のニーズに対応した十分な交通サービスが提供できない可能性がある。また車両喪失、燃料不足や道路状況により、地域住民等の個別の移動に支障が出る可能性もある。	
被災地の声	—	
地域防災計画の関連項目	・防災知識普及計画（予） ・生活必需品供給計画（応）	

臨時の広報による自家用車利用の自粛や相乗りを呼び掛け

岩手県陸前高田市

- ・陸前高田市では3/18から「広報りくぜんたかた 臨時号」を発行し、様々な生活情報とともに、交通に関する情報も提供した。
- ・発災直後は、車による外出の自粛や相乗りの呼び掛けを行っている。

Q & A よくあるご質問

Q 1. 一般車両のガソリン・燃料の調達は？

A 1. ただいま、燃料が不足しております。本部にある燃料は、緊急車両（救急車、自衛隊車、重機など）に優先的に給油されます。車での外出は極力避けるようご協力をお願いします。

Q 2. 紙おむつやミルクなどの生活用品の調達は？

A 2. 本部裏の倉庫で生活用品を配布しています。必要な方はお申し出ください。

【臨時号 1 3/18 発行】

広報りくぜんたかた

<臨時号②>

【発行】

陸前高田市
企画部協働推進室
（災害対策本部：学校
給食センター）
平成23年3月19日

燃料・食料が不足、相乗りなど協力して避難生活を

現在、ガソリンや灯油などの燃料や食料が不足しています。市内のガソリンスタンドは津波で被災しており、大船渡市や住田町のスタンドでなければ給油できません。また、給油できるスタンドも、午前中で燃料がなくなってしまうなど、満足に給油できません。同じ方向に向かう場合は、相乗りやヒッチハイクなど、できるだけ燃料を消費しないようご協力をお願いします。

その1 盛岡～高田間のバス運行開始！！

本日から盛岡～高田間1日1往復のバスが運行されます。

・盛岡バスセンター発 8：30→高田自動車学校着 11：30頃

・高田自動車学校発 15：00→盛岡バスセンター着 18：00頃

※盛岡の知人から燃料や食料、生活用品などを送って欲しい方、盛岡にご用のある方などはご利用ください。

その2 遺体安置所について

これまで、遺体安置所は下矢作小学校と米崎中学校の2カ所でしたが、矢作小学校と矢作中学校にも安置することになりました。安置所の開所時間は午前8時30分～午後5時までとなっております。

その3 道路の復旧状況

広田町中沢地区は、海岸線の道路が通行可能になりました。なお、高田町の光照寺に通じる道路は、交互通行ができるようになりました。本路線は今日も拡幅作業を行います。また、広田方面はアップルロードが復旧しています。

その4 電気の復旧状況

電気は、現在長部小学校、広田小学校で復旧したほか、矢作町では越戸内地区を除き復旧しています。

その5 臨時歯科診療所を開設

・診療時間 午前9時～正午、午後2時～4時

・場所 第一中学校1階なるせ学級

その6 おむつなどの生活物資の提供

おむつなどの生活物資は、本部裏の建物入り口で配布しております。市が指定する避難所（または一部世帯）単位で物資を受け取りに来てください。また、おむつのサイズはご希望に添えないのが現状ですが、サイズを確認してからお越しください。

【裏面もご覧ください】

【臨時号 2 3/19 発行】

column

No.43

被災者に対し燃料や自転車を提供

経済産業省、被災自治体等

- 被災地では、被災者へのガソリンや自転車の提供といった個別交通に対する様々な支援も行われた。

○ガソリンの提供

- 経済産業省は、岩手県の陸前高田市、釜石市、大槌町において、仮設ミニSS※を設置し、被災者にガソリンを提供した。
- 陸前高田市では、地区のコミュニティ推進協議会を通じて、給油券を配布し、被災者にガソリンを提供した。

（※仮設ミニSS：SS（サービスステーション）が十分に稼働しておらず、特にガソリン供給が困難となっている地区において、学校等の避難所等でドラム缶での給油を行った。3月27日から4月21日までの26日間で、計9市町村に設置され、累計で約9,200台に対して給油を行った。以下3市町を除いては、公用車等を中心に給油を行っている）

<仮設ミニSSにおける被災者車両等への燃料の提供状況>

市町名	期間	給油台数
陸前高田市	3/27~3/29	1,835台
	4/9~4/11	1,882台
釜石市	3/30~4/1	1,513台
大槌町	4/1~4/7	2,549台

（資料：資源エネルギー庁資料）

○自転車の提供

- 被災自治体に対し、全国から救援物資として自転車も多く贈られた。
- 被災自治体では、これらの自転車を貸自転車として役場等へ設置した他、通学・通勤等で必要な被災者に対して提供した。

<全国から提供された自転車の活用状況>

市町名	概要
岩手県山田町	全国から提供された自転車を無料の貸自転車として町役場に設置。
岩手県大槌町	通学・通勤に自転車がが必要な被災者に対し、全国から提供された自転車を提供。
宮城県七ヶ浜町	通学に使用していた自転車が津波で流失し、通学が困難で希望する人に自転車を提供。

（資料：自治体広報等）

被災地に対し自転車を提供

全国の自治体

- ・被災地に全国の自治体から救援物資として、自転車が提供された。
- ・放置自転車問題を抱える自治体により構成される全国自転車問題自治体連絡協議会（会長：練馬区長）は阪神・淡路大震災の被災地に、再生自転車を提供した経験から、全国の会員に提供を呼びかけ、東日本大震災の被災地に復興応援自転車として提供している。
- ・平成23年7月15日現在で、29会員自治体から被災地（14団体）に2,370台の再生自転車を提供している。
- ・大阪府堺市からは、通常の再生自転車の他、タイヤをノーパンク化した自転車や折り畳み自転車が提供されている。
- ・また、東京都世田谷区からは、自治体の他、教育委員会に対する提供も行われている。
- ・この他、自転車メーカーから被災地に自転車が贈られた事例もある。

＜主な自治体の自転車の提供状況＞

大阪府堺市			東京都世田谷区		
3/23	宮城県仙台市	144台	3/25	宮城県名取市	16台
4/1	宮城県石巻市	150台	3/25	宮城県岩沼市	4台
//	宮城県仙台市	6台	4/11	宮城県石巻市	100台
4/8	岩手県大槌町	61台	5/13	宮城県石巻市	50台
4/19	岩手県陸前高田市	2台	7/28	福島県教委	104台
5/22	岩手県遠野市	ノーパンク100台	10/18	福島県教委	100台
//	//	折畳60台			
8/9	岩手県大槌町	20台			
//	//	折畳30台			
2/15	岩手県盛岡市	折畳6台			

注）全国自転車問題自治体連絡協議会の要請によるものと、そうでないものが含まれる。

（資料：堺市、世田谷区ホームページ）

column

No.45

放置自転車を活用したレンタサイクル

阪神・淡路大震災

1995年1月17日の早朝に発生した兵庫県南部地震は大都市直下型で、道路、鉄道、港湾などの交通基盤施設にも大きな被害を与えました。

震災直後の3日間で道路の不通箇所は、一般道路で40路線55箇所、高速道路・自動車専用道路で10路線にも達し、残された通行可能な道路区間に様々な目的の車が集中して、道路交通は大混乱となったのです。

このような状況の中、被災地において市民の“足”として機動性を発揮したのが、自転車でした。

自転車道路協会が同年7月に実施した事後ヒアリング調査によれば、85%の方が食料品の買い出しに、58%の方が親戚・知人との連絡に、また27%の方が配給物資の受け取りに自転車を利用しました（複数回答）。

被災地では、自転車の需要が急増して、西宮のある自転車店では、1月18日に100人を越える行列ができ、在庫がすぐに売り切れました。

そんな状況の中、西宮市では、阪急西宮北口駅近くのスポーツセンター駐車場を借り、1月23日からレンタサイクルを始めました。貸出は、申込み当日を含め2日間を期限とし、料金は無料。利用されたのは、市が移動・保管した放置自転車で引き取り手のない600台。その後、全国の自治体や企業から約500台のレンタル用自転車の提供を受けました。

公共の交通手段として活躍した自転車は、2月末までの37日間に、多い日は約280人、延べで4977人に利用されました。

（資料：近畿地方整備局ホームページより転載）